

# 令和 6 年度財政投融资計画要求

令和 5 年 10 月 18 日  
財 務 省 理 財 局

## ( 目 次 )

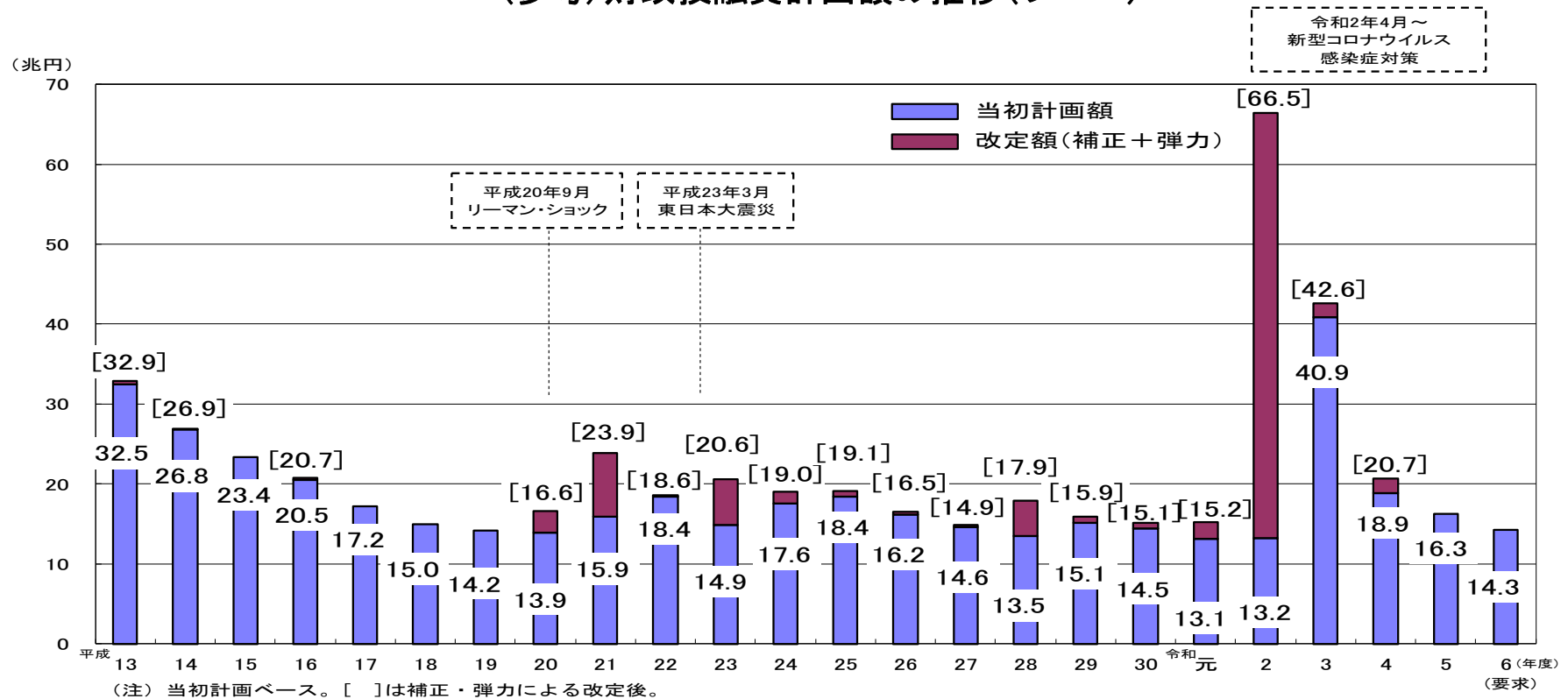
1. 令和6年度財政投融資計画要求の概要	1
2. 主な機関の財政投融資計画要求の概要	2
(参考) 令和6年度財政投融資計画(産業投資)要求	3
(参考) 財政投融資実績の推移	4
3. 令和6年度財政投融資計画要求	5

# 1. 令和6年度財政投融资計画要求の概要

(単位：億円)

	5年度 当初計画	6年度要求	
		金額	増減 (伸率)
財政投融资	162,687	142,527	▲ 20,160 (▲12.4%)
財政融資	127,099	106,180	▲ 20,919 (▲16.5%)
産業投資	4,298	8,040	3,742 (+87.1%)
政府保証	31,290	28,307	▲ 2,983 (▲9.5%)

## (参考) 財政投融资計画額の推移(フロー)



## 2. 主な機関の財政投融资計画要求の概要

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度 当初計画	令和6年度 要 求	増 減	(伸 率)
<b>1. 特別会計</b>	<b>1,276</b>	<b>580</b>	<b>▲ 696</b>	<b>(▲ 54.5)</b>
うち ① 自動車安全特別会計	1,185	494	▲ 691	(▲ 58.3)
<b>2. 政府関係機関</b>	<b>95,445</b>	<b>73,844</b>	<b>▲ 21,601</b>	<b>(▲ 22.6)</b>
② (株) 日本政策金融公庫	60,975	43,418	▲ 17,557	(▲ 28.8)
(国民一般向け業務)	30,718	17,764	▲ 12,954	(▲ 42.2)
(中小企業者向け業務)	19,240	15,024	▲ 4,216	(▲ 21.9)
(農林水産業者向け業務)	7,660	7,325	▲ 335	(▲ 4.4)
(特定事業等促進円滑化業務)	2,367	2,315	▲ 52	(▲ 2.2)
(危機対応円滑化業務)	990	990	-	(0.0)
③ 沖縄振興開発金融公庫	2,064	2,016	▲ 48	(▲ 2.3)
④ (株) 国際協力銀行	19,720	11,990	▲ 7,730	(▲ 39.2)
⑤ (独) 国際協力機構	12,686	16,420	3,734	(29.4)
<b>3. 独立行政法人等</b>	<b>31,797</b>	<b>31,727</b>	<b>▲ 70</b>	<b>(▲ 0.2)</b>
うち ⑥ (独) 日本学生支援機構	5,881	5,271	▲ 610	(▲ 10.4)
⑦ (独) 福祉医療機構	2,642	2,102	▲ 540	(▲ 20.4)
⑧ (独) 住宅金融支援機構	2,507	2,663	156	(6.2)
⑨ (独) 都市再生機構	5,000	5,200	200	(4.0)
⑩ (独) 日本高速道路保有・債務返済機構	12,530	12,730	200	(1.6)
⑪ (独) エネルギー・金属鉱物資源機構	1,396	1,150	▲ 246	(▲ 17.6)
<b>4. 地方公共団体</b>	<b>24,238</b>	<b>23,566</b>	<b>▲ 672</b>	<b>(▲ 2.8)</b>
<b>5. 特殊会社等</b>	<b>9,931</b>	<b>12,810</b>	<b>2,879</b>	<b>(29.0)</b>
うち ⑫ (株) 日本政策投資銀行	6,900	8,000	1,100	(15.9)
⑬ (株) 海外交通・都市開発事業支援機構	1,087	1,515	428	(39.4)
<b>合 計</b>	<b>162,687</b>	<b>142,527</b>	<b>▲ 20,160</b>	<b>(▲ 12.4)</b>

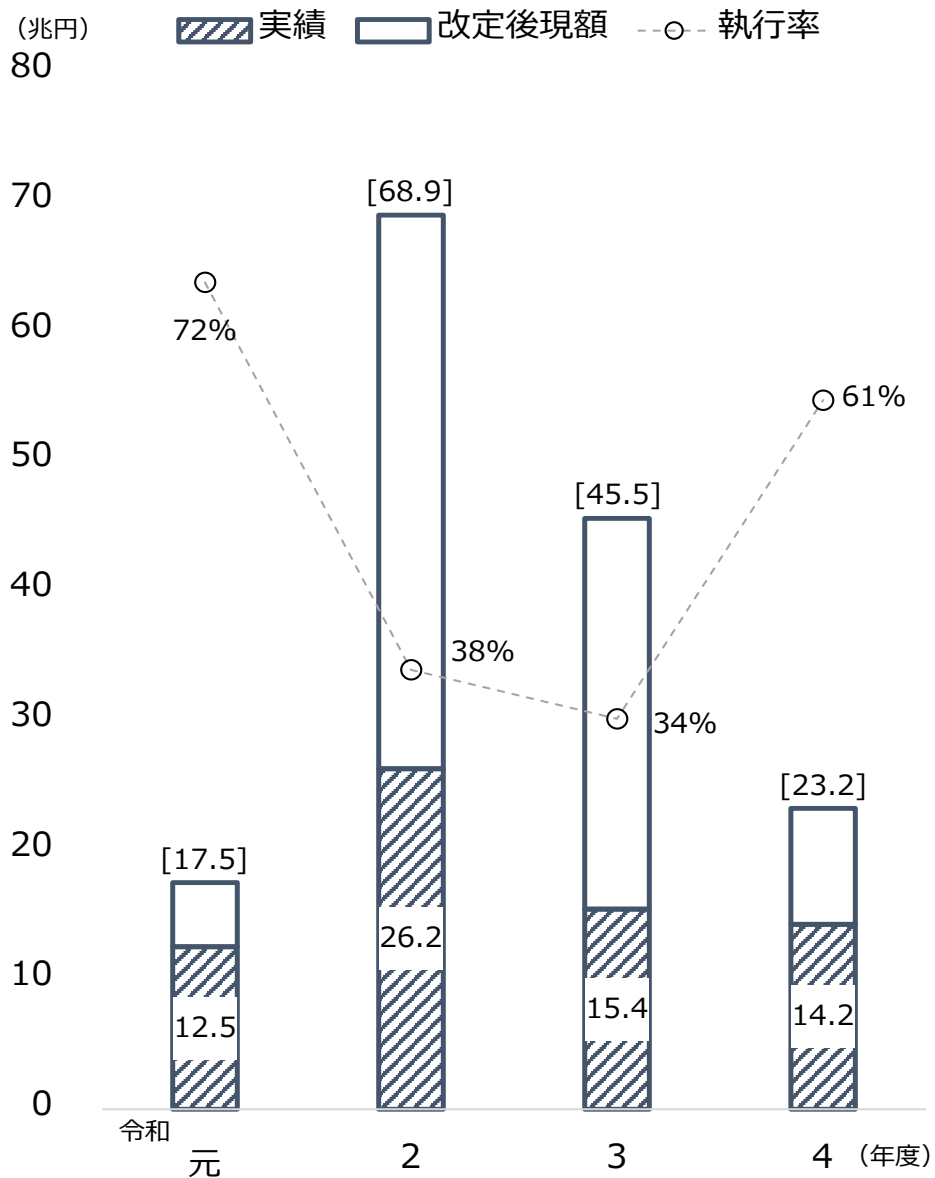
## (参考) 令和6年度財政投融资計画 (産業投資) 要求

(単位：億円、%)

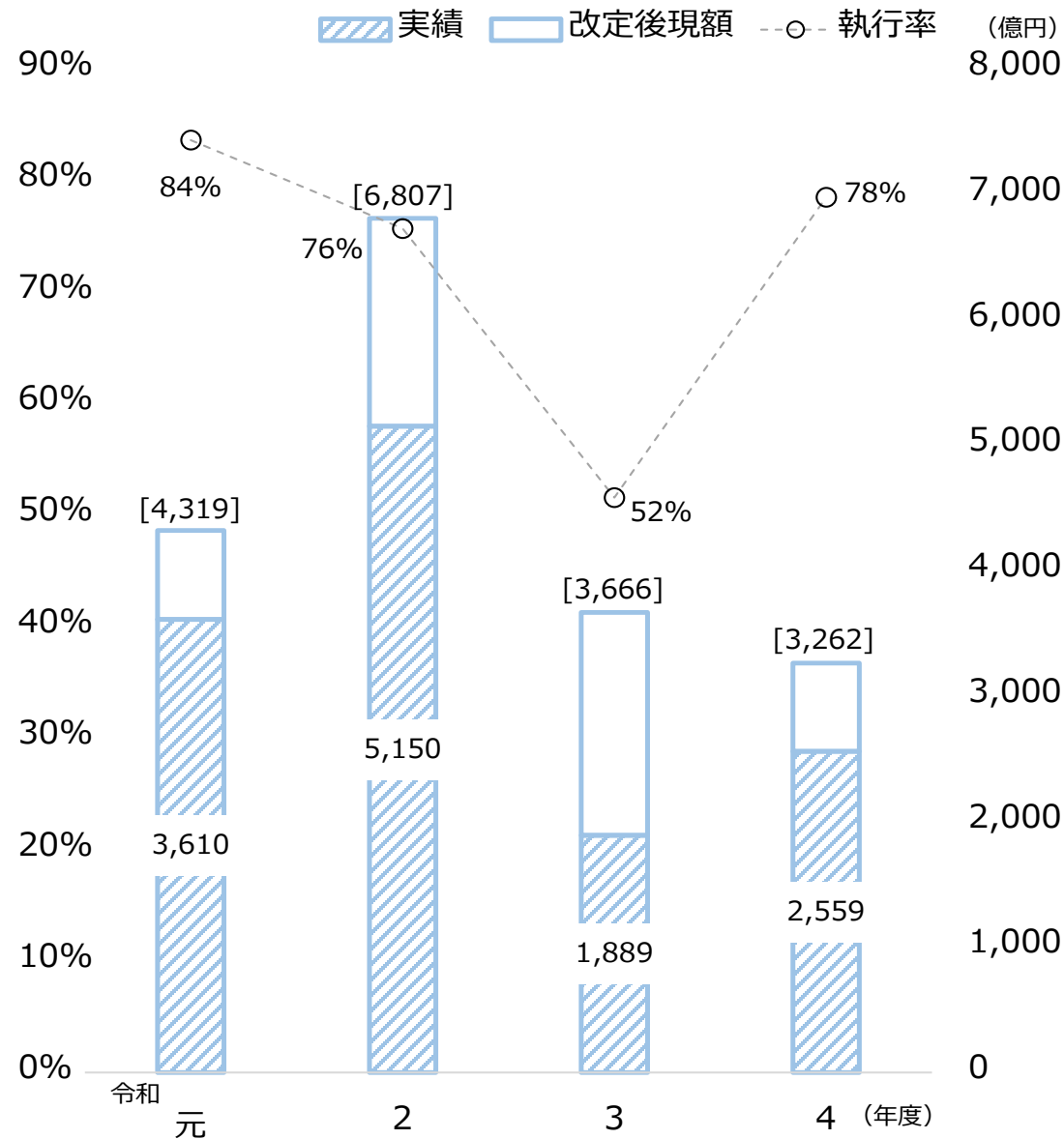
機 関 名	令 和 5 年 度 当 初 計 画	令 和 6 年 度 要 求	増 減	(伸 率)
① (株) 日本政策金融公庫	288	1,198	910	(316.0)
国民一般向け業務	18	164	146	(811.1)
中小企業者向け業務	240	1,024	784	(326.7)
農林水産業者向け業務	30	10	▲20	(▲ 66.7)
② 沖縄振興開発金融公庫	70	70	-	(0.0)
③ (株) 国際協力銀行	900	1,500	600	(66.7)
④ (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	12	63	51	(425.0)
⑤ (独) エネルギー・金属鉱物資源機構	1,392	1,146	▲246	(▲ 17.7)
⑥ (株) 脱炭素化支援機構	400	300	▲100	(▲ 25.0)
⑦ (株) 日本政策投資銀行	400	1,500	1,100	(275.0)
⑧ (株) 産業革新投資機構	-	800	800	皆増
⑨ (株) 海外需要開拓支援機構	80	90	10	(12.5)
⑩ (株) 海外交通・都市開発事業支援機構	512	813	301	(58.8)
⑪ (株) 海外通信・放送・郵便事業支援機構	244	560	316	(129.5)
<b>合 計</b>	<b>4,298</b>	<b>8,040</b>	<b>3,742</b>	<b>(87.1)</b>

# (参考) 財政投融资実績の推移

## 財政投融资計画



## 産業投資



(注) [ ]は改定後現額。改定後現額は、当初計画に改定額（補正+弾力）と前年度からの繰越額を加えたもの。

### 3. 令和6年度財政投融资計画要求

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考				
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	自己資金等		再 計		
									5年度	6年度	5年度	6年度	
(特別会計)													
食料安定供給特別会計	8	6	-	-	-	-	8	6	103	70	111	76	
エネルギー対策特別会計	83	80	-	-	-	-	83	80	15,292	15,602	15,375	15,682	
自動車安全特別会計 (政府関係機関)	1,185	494	-	-	-	-	1,185	494	641	1,494	1,826	1,988	
株式会社日本政策金融公庫	60,687	42,220	288	1,198	-	-	60,975	43,418	(2,900) 26,380	(2,900) 19,463	87,355	62,881	
沖縄振興開発金融公庫	1,994	1,946	70	70	-	-	2,064	2,016	(100) 384	(100) 264	2,448	2,280	
株式会社国際協力銀行	9,810	4,610	900	1,500	9,010	5,880	19,720	11,990	(200) 6,780	(200) 16,610	26,500	28,600	
独立行政法人国際協力機構 (独立行政法人等)	10,431	14,770	-	-	2,255	1,650	12,686	16,420	(800) 6,254	(800) 6,380	18,940	22,800	
全国土地改良事業団体連合会	13	15	-	-	-	-	13	15	17	15	30	30	
日本私立学校振興・共済事業団	272	287	-	-	-	-	272	287	303	313	575	600	
独立行政法人日本学生支援機構	5,881	5,271	-	-	-	-	5,881	5,271	(1,200) 69	(1,200) 591	5,950	5,862	
独立行政法人福祉医療機構	2,642	2,102	-	-	-	-	2,642	2,102	(200) 533	(200) 413	3,175	2,515	
独立行政法人国立病院機構	286	660	-	-	-	-	286	660	74	125	360	785	

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考			
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	自己資金等		再 計	
									5年度	6年度	5年度	6年度
国立研究開発法人国立成育医療 研究センター	9	10	-	-	-	-	9	10	-	-	9	10
国立研究開発法人国立長寿医療 研究センター	2	2	-	-	-	-	2	2	-	-	2	2
独立行政法人大学改革支援・学 位授与機構	758	875	-	-	-	-	758	875	(50) 46	1	804	876
独立行政法人鉄道建設・運輸施 設整備支援機構	439	651	12	63	-	-	451	714	(530) 1,937	(598) 2,008	2,388	2,722
独立行政法人住宅金融支援機構	307	263	-	-	2,200	2,400	2,507	2,663	(21,745) 21,909	(16,143) 16,464	24,416	19,127
独立行政法人都市再生機構	5,000	5,200	-	-	-	-	5,000	5,200	(1,100) 8,856	(1,200) 9,316	13,856	14,516
独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構	-	-	-	-	12,530	12,730	12,530	12,730	(3,900) 26,214	(3,100) 21,598	38,744	34,328
独立行政法人水資源機構	4	5	-	-	-	-	4	5	(100) 1,286	(110) 1,467	1,290	1,472
国立研究開発法人森林研究・整 備機構	46	43	-	-	-	-	46	43	277	307	323	350
独立行政法人エネルギー・金属 鉱物資源機構	4	4	1,392	1,146	-	-	1,396	1,150	803	927	2,199	2,077
(地方公共団体)												
地方公共団体 (特殊会社等)	24,238	23,566	-	-	-	-	24,238	23,566	70,756	68,535	94,994	92,101
株式会社脱炭素化支援機構	-	-	400	300	-	-	400	300	200	300	600	600
株式会社日本政策投資銀行	3,000	3,000	400	1,500	3,500	3,500	6,900	8,000	(6,400) 17,900	(6,500) 17,300	24,800	25,300
株式会社産業革新投資機構	-	-	-	800	-	-	-	800	-	5,300	-	6,100



(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考			
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	自己資金等		再 計	
									5年度	6年度	5年度	6年度
新関西国際空港株式会社	-	100	-	-	-	-	-	100	-	1,855	-	1,955
一般財団法人民間都市開発推進機構	-	-	-	-	350	500	350	500	100	100	450	600
中部国際空港株式会社	-	-	-	-	161	235	161	235	(97) 157	(90) 173	318	408
株式会社民間資金等活用事業推進機構	-	-	-	-	500	500	500	500	300	300	800	800
株式会社海外需要開拓支援機構	-	-	80	90	-	-	80	90	200	200	280	290
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	-	-	512	813	575	702	1,087	1,515	51	81	1,138	1,596
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	-	-	244	560	209	210	453	770	-	-	453	770
合 計	127,099	106,180	4,298	8,040	31,290	28,307	162,687	142,527	(39,322)	(33,141)		

- (注) 1. 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
2. 「5年度」は令和5年度当初計画額、「6年度」は令和6年度要求額である。
3. 「自己資金等」欄の( )書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
4. 地方公共団体における震災復興対応分の令和6年度要求額は、今後調整することとしているため、上記計数に含まれていない。
5. 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。
6. この計数は令和5年8月31日現在のものである。

# 財政制度等審議会 財政投融资分科会

## 説明資料

### 株式会社日本政策投資銀行

令和5年10月18日

財務省理財局

## <目 次>

1. 機関の概要、令和6年度要求の概要等
2. 一般投融資業務の状況
3. 特定投資業務の状況
4. 編成上の論点
  - (1) 論点①：特定投資業務における財源措置の方法等について
  - (2) 論点①を巡る状況
  - (3) 論点②：特定投資業務の事業規模について
  - (4) 論点②を巡る状況

# 1. 機関の概要、令和6年度要求の概要等

## 2. 一般投融資業務の状況

## 3. 特定投資業務の状況

## 4. 編成上の論点

(1) 論点①：特定投資業務における財源措置の方法等について

(2) 論点①を巡る状況

(3) 論点②：特定投資業務の事業規模について

(4) 論点②を巡る状況

## 1 - 1. 機関の概要

株式会社日本政策投資銀行 (Development Bank of Japan Inc.)

(2023年3月31日時点)

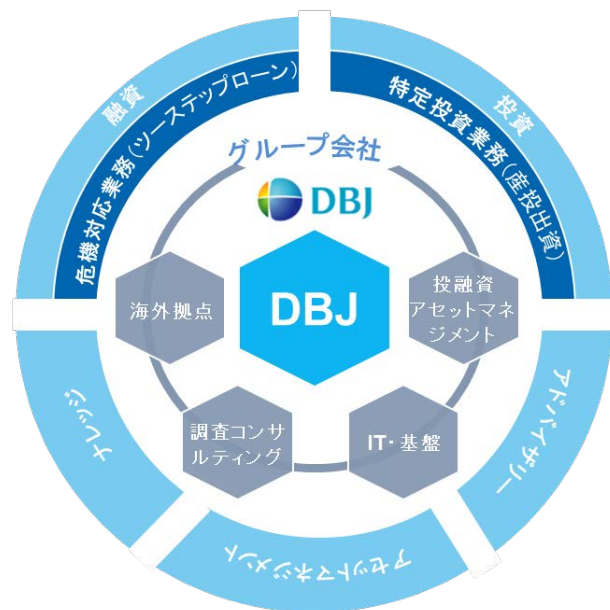
■ 設立	2008年（平成20年）10月1日（旧日本開発銀行1951年（昭和26年）設立）
■ 役職員数	1,839人
■ 資本金	1兆4億24百万円（全額政府出資）
■ 支店・事務所等	支店10カ所、事務所8カ所、海外現地法人4カ所
■ 総資産額	21兆4,824億円
■ 貸出金残高	15兆582億円
■ 自己資本比率	16.34%（バーゼルⅢベース、国際統一基準）
■ 発行体格付	A1（Moody's）、A（S&P）、AA+（R&I）、AAA（JCR）

（注）上記は連結ベースの値。

# 1-1. 機関の概要

## 目的（株式会社日本政策投資銀行法（DBJ法） 第1条）

株式会社日本政策投資銀行は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。



### ① 一般投融資 ⇐ 財政融資、政府保証

インフラ事業や製造業など、長期資金を供給

### ② 特定投資 ⇐ 産業投資

成長資金（リスクマネー）の供給を促進するため、2015年度に導入

### ③ 危機対応 ⇐ 公庫から長期・低利融資

大企業などを対象に危機対応融資を実施（現状、危機認定事案なし）

# 1-2. 第5次中期経営計画（基本方針：2021年5月20日公表）



# 1-2. 第5次中期経営計画（強化・見直し：2023年5月16日公表）

## Point 1：リスクマネー供給



GX、サプライチェーン強靱化等  
お客様のリスクマネーニーズに応える

### インダストリー分野強化

- 投資専担チーム創設

### サプライチェーンの強靱化支援\*

### 投資評価機能の高度化

- 投資評価室創設

リスクマネー供給（2023-2025）  
実行目標額 1兆円

## Point 2：新事業創出支援



イノベーションを支援し、  
日本経済の成長を促進

### 新規事業・スタートアップの投資強化 （特定投資業務活用）

- お客様の新規事業
- ディープテック分野、グロースステージ
- ベンチャー・キャピタル、セカンダリーファンド

新事業創出支援（2023-2025）  
実行目標額 1,000億円

## Point 3：地域×トランジション



産業・地域・世代をつなぎ、  
地域の未来を創出

### GXの推進、各地域の公正な移行を支援

- 各地域の特徴を踏まえた取り組み  
（再エネ・水素アンモニア・CCUS）
- 「地域×トランジションのあり方」提言活用

### 交流人口増加に向けた観光業等支援

2050年カーボンニュートラル  
に向けた取り組み加速



## Point 4：人材育成

強化Point1~3を推進する人材を育成  
ダイバーシティへの取組を進めつつ、変化に適応し、未来を創造するための人的投資を推進

### 多様な経験（リスクマネー）

- 投資関連部署への戦略的ローテーション
- 外部連携パートナーへの人材派遣

### 外部連携プログラム（新事業創出）

- イノベーションの社会実装に向けた  
新規研修プログラム

### 多様な経験（地域）

- 地域の経験を重視したローテーション
- 地域の経済団体等への人材派遣

### フロンティア挑戦制度

- 職員の“未来を切り拓くための挑戦”を支援
- 組織の非連続的成長を生み出す時間を付与

### 多様な経験（海外）

- 留学・海外機関等への派遣機会拡充
- 海外大学と連携した人材育成プログラム

### 基盤となる知見の強化

- デジタル・サステナ分野の研修・実践拡充
- マネジメント力・リーダーシップ強化

\*別途、指定金融機関として、「供給確保促進業務」実施



## 1-3. 令和6年度要求の概要

- 一般投融資については、インフラ・製造業など、民間資金だけでは十分な対応が困難な長期資金を供給するため、財政融資3,000億円（対前年度計画同額）及び政府保証3,500億円（対前年度計画同額）を要求。
- 特定投資業務については、スタートアップへの投資（国内VCとの協業など）に注力するとともに、新たな重点分野（サプライチェーン強靱化・インフラ高度化）やGX等において大型案件にも柔軟に対応するため、産業投資1,500億円（対前年度計画比+1,100億円）を要求。

（注）あわせて「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」（2023年3月末時点の残枠：1,634億円程度）について令和6年度での解消を想定。仮に解消した場合、その時点の残枠から、産投出資分（1/2）に相当する金額が国庫納付されることとなる。

（単位：億円）

		6年度要求	5年度計画	増減
事業規模		25,300	24,800	500
	一般投融資	22,300	24,000	▲ 1,700
	特定投資業務	3,000	800	2,200
財	財政投融資	8,000	6,900	1,100
	財政融資	3,000	3,000	—
	産業投資	1,500	400	1,100
	政府保証	3,500	3,500	—
源	自己資金等	17,300	17,900	▲ 600
	財投機関債	6,500	6,400	100
	民間借入金	2,800	2,800	—
	貸付回収金－償還金	5,074	3,635	1,439
	現預金の取崩し	2,144	4,366	▲ 2,223
	その他	783	698	84

## 1-4. 財務状況・収益構造

### <2022年度末連結貸借対照表>

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
資産の部	214,824	負債の部	175,186
現金預け金	14,496	債券	31,156
有価証券	29,114	借入金	100,845
貸出金	150,582	社債	33,203
その他資産	2,337	支払承諾	8,606
有形固定資産	5,043	その他	1,374
無形固定資産	353	純資産の部	39,637
支払承諾見返	8,606	資本金	10,004
貸倒引当金	△992	危機対応準備金	2,065
その他	5,280	特定投資準備金	15,240
		利益剰余金	8,067
		その他	4,259
資産の部合計	214,824	負債及び純資産の部合計	214,824

※単位未満切り捨て

### <2022年度連結損益計算書>

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
経常費用	2,391	経常収益	3,745
資金調達費用	807	資金運用収益	1,882
役務取引等費用	24	役務取引等収益	198
その他業務費用	80	その他業務収益	199
営業経費	612	その他経常収益	1,465
その他経常費用	866	経常利益	1,353
特別損失	2	特別利益	8
		当期純利益	954

※単位未満切り捨て

### <業務別損益概況の推移>

(単位：億円)

	2022.3期	2023.3期
融資損益	1,014	1,040
投資損益	1,014	1,233

※単位未満切り捨て

1. 機関の概要、令和6年度要求の概要等

**2. 一般投融資業務の状況**

3. 特定投資業務の状況

4. 編成上の論点

(1) 論点①：特定投資業務における財源措置の方法等について

(2) 論点①を巡る状況

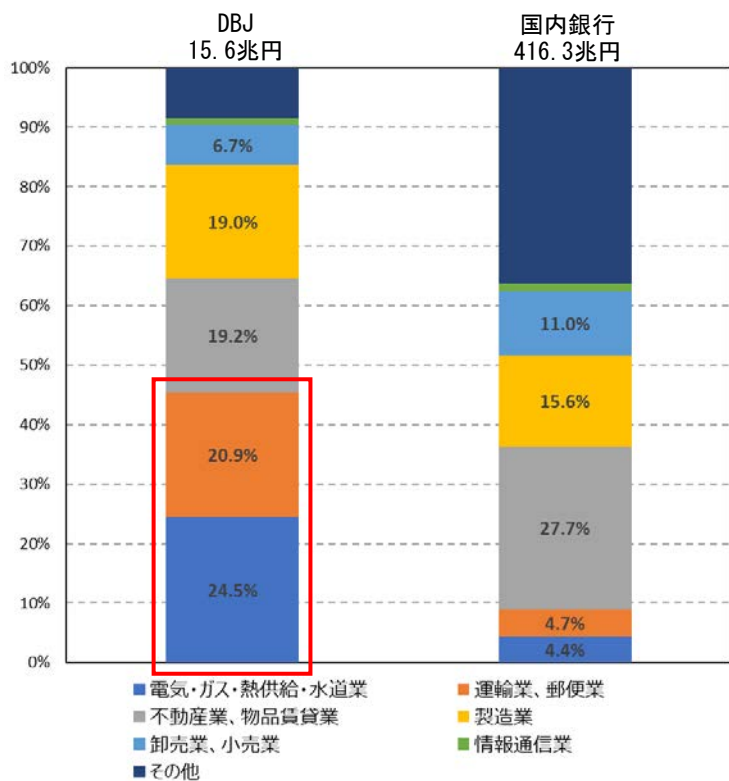
(3) 論点②：特定投資業務の事業規模について

(4) 論点②を巡る状況

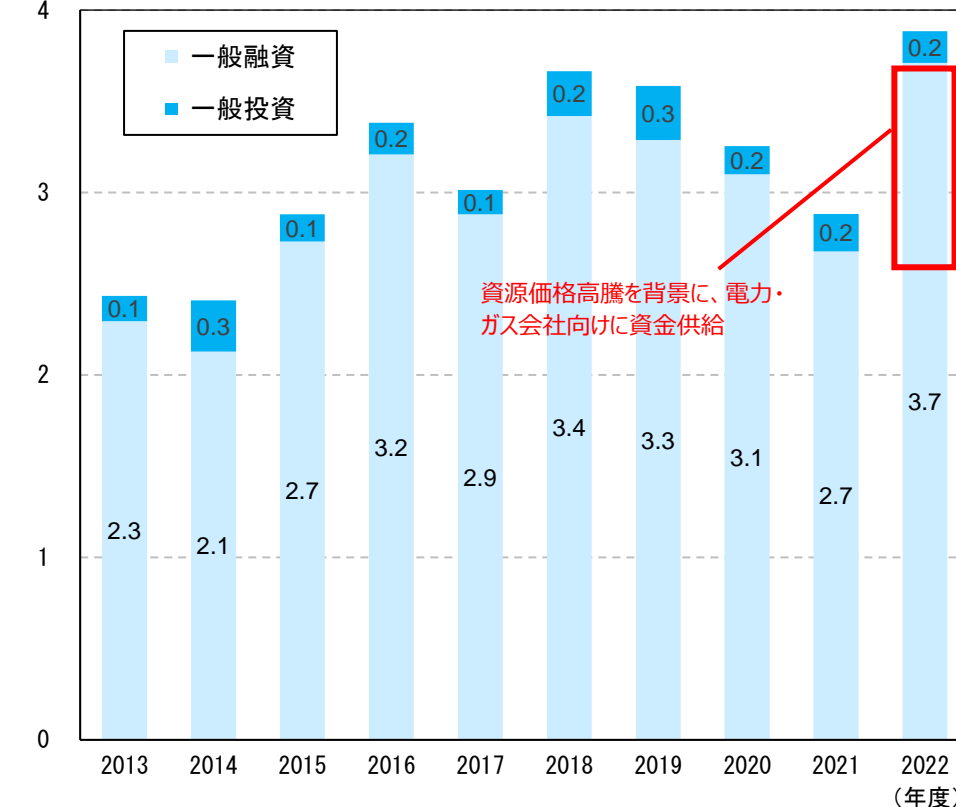
## 2-1. 一般投融資業務の状況

- DBJは、一般投融資業務で、電気・ガスや運輸業といったインフラ事業、製造業を中心に長期資金を供給。
- 預金業務を含め、多様な業務を担ってきた民間金融機関と比べ、DBJは長年、長期資金の供給に特化してきたことで目利き力を磨き、社会インフラセクターへの与信に強み。
- 2022年度には、資源価格高騰を背景として、厳しい状況にある電力・ガス会社に対し、必要となる資金を供給（1兆円程度）し、政府系金融機関として存在感を発揮。

< 融資残高の比較 >



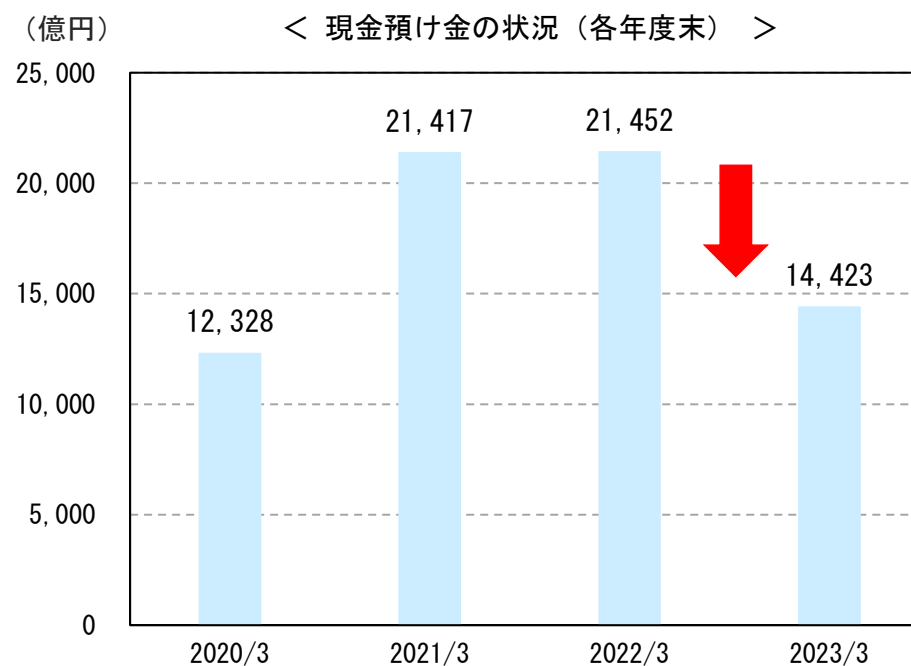
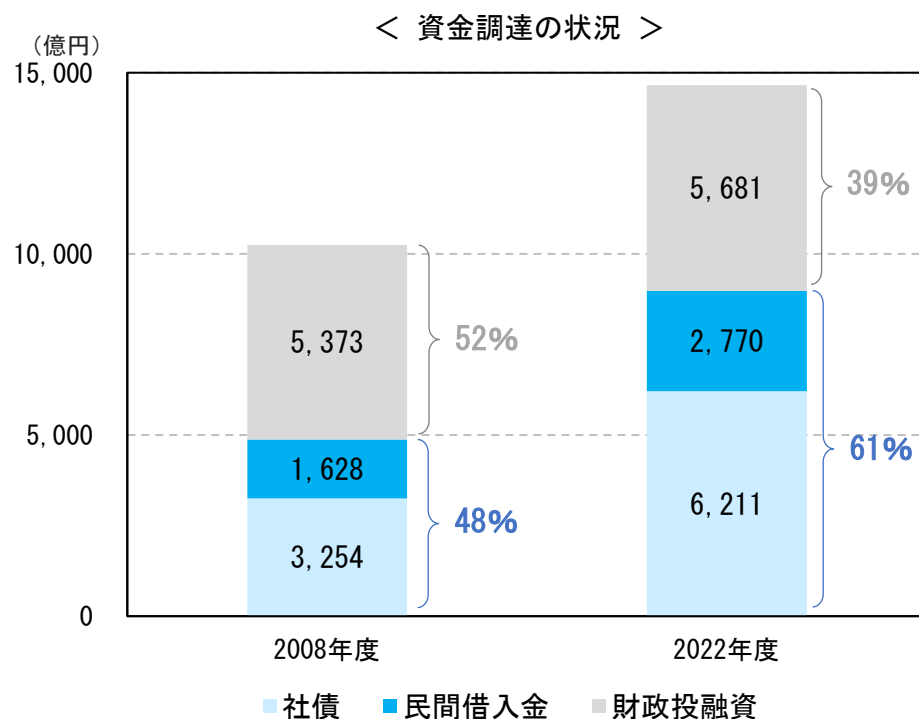
(兆円) < 一般投融資額（フロー）の推移 >



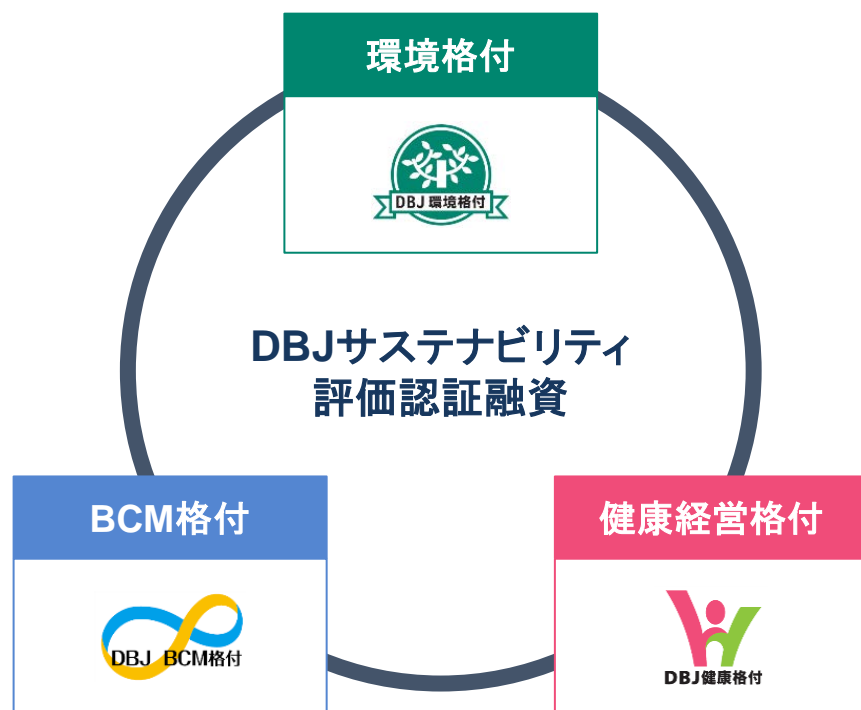
(出典) 国内銀行は、日本銀行「貸出先別貸出金」国内銀行（銀行勘定）より作成。  
なお、個人向け貸出を除く値。

## 2-2. 自己調達割合・現預金水準

- 2008年の株式会社化以降、自己調達（社債発行及び民間借入金等）の拡大に努め、手元資金の状況も勘案した上で、なお不足する金額について、財政融資・政府保証を要求。
- こうした結果、各年度の資金調達額に占める自己調達割合は、2008年度：48%から2022年度：61%に増加。
- 現金預け金は、2020・2021年度にかけて、コロナ禍において厳しい状況にある事業者の資金需要に万全を期す観点から増加。新型コロナの影響が縮小する中、2022年度には、資源価格高騰を背景とした急な資金需要に対応した結果、前年度末の水準から大きく減少。
- 今般の要求においては、2022年度のような不測の事態においても、DBJ法に定める「長期の事業資金に係る投融资機能」を維持できるよう、一定程度の手元資金の確保にも留意しつつ、なお不足する金額について財政融資・政府保証を要求。



## (参考 1 - 1) DBJサステナビリティ評価認証型融資



### <案件実績>

	融資件数		融資金額
	2022年度	累計	累計
(2023年3月末時点)			
環境格付	38件	786件	1兆8,022億円
BCM格付	19件	440件	5,763億円
健康経営格付	30件	282件	3,795億円
合計	87件	1,508件	2兆7,580億円

- **DBJ環境格付融資**

事業を通じた環境配慮活動や、気候変動など長期的環境課題が事業に与える影響（リスク・機会）を踏まえた環境経営戦略を総合的に評価

- **DBJ BCM格付融資**

あらゆる危機的事象に直面しても、従業員の命を守り（防災対策）、事業を継続し続ける経営戦略と対応力（事業継続対策）を総合的に評価

- **DBJ健康経営格付融資**

少子化対策・育児支援、心身の健康、働きやすい環境づくり及びエンゲージメント（従業員エンゲージメント、ワークエンゲージメント）の観点から、人と組織の活性化に向けた取組を総合的に評価

## (参考 1 - 2) DBJサステナビリティ評価認証型融資の取組

### 環境格付

#### 株式会社サンプラスト三笠(本社:新潟県)

##### (株) サンプラスト三笠に対し、「DBJ環境格付」を実施

今回の格付では、以下の点を高く評価しました。

1. 顧客からの環境に関するニーズを踏まえて**バイオマス原料を配合したプラスチック容器をオーダーメイドで提供**するとともに、その販売拡大に向けた中期的な目標も設定しつつ、機能性の強化や用途の展開を目指した新技術開発を推進している点
2. 製造工程で発生する**プラスチック資源の循環利用**を、多様な品種に応じた分別・利用管理を経て、品質管理と環境配慮を両立しながら実践し、かつこれを自社だけでなく協力工場を含めて推進している点



(左) バイオマス原料を配合したプラスチック容器の開発

バイオマスを10%配合した当社のバイオマスPPシートがバイオマスマーク商品として認定を取得しました。同時に耐寒性能をもたせ冷食容器にも対応可能となりました。



(右) プラスチック資源の循環利用

ミカサグループでは、工場から排出する産業系ゴミをいかに減らすかというテーマに取り組んでいます。循環型のリサイクル以前に、入荷した原料をゴミ(産廃)という名前に変えることなく、全量使用して無駄をなくすという考え方で。

(出典) 株式会社サンプラスト三笠 ウェブサイトより作成  
DBJ プレスリリースより作成

### 健康経営格付

#### 株式会社秋田ケーブルテレビ(本社:秋田県)

##### (株) 秋田ケーブルテレビに対し、「DBJ健康格付」に基づく融資を実施

今回の格付では、以下の点を高く評価しました。

1. 健康経営の推進を中期事業計画の戦略の一つに位置づけ、健康経営宣言の策定や健康経営の理解度・浸透度を図るアンケートの実施に加え、外部有識者とも連携しながらヘルスリテラシー向上に向けた情報提供やeラーニングを実施するなど、従業員の健康維持・増進に向けた取り組みを進めている点
2. 健康経営宣言に掲げる「心身ともによりイキイキと元気に働ける職場」を目指し、全社的に業務を見直した上でITを活用した業務効率化に取り組むとともに、**フレックスタイム制度やテレワーク制度を導入するなど、働きやすい環境整備に注力**している点
3. 2030年のありたい姿を実現すべく、必要となる人材・スキルや人員計画を検討しているほか、全従業員対象のパルスサーベイによるエンゲージメント調査を開始するなど、経営層も交え議論の仕組みを構築しながら、働きがいの向上に資する取り組みにも着手している点

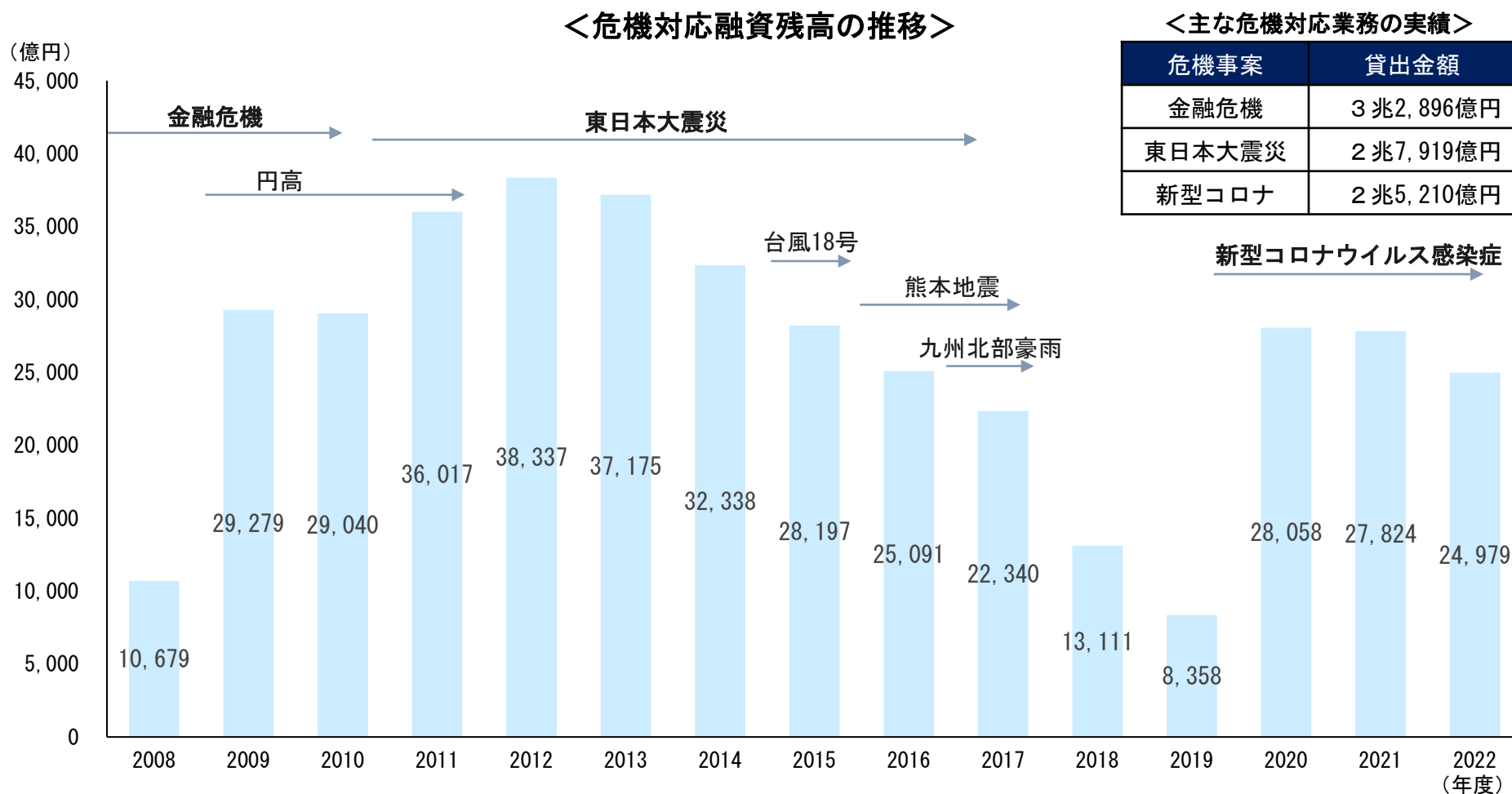


事業所内保育園の利用(※)

(※:2016年4月1日開設)

## (参考2) 危機対応業務

- DBJは、2008年度の危機対応業務開始以降、指定金融機関として、民間金融機関との連携・協働のもと、迅速かつ的確に事業者の資金繰り支援を実施。
- 主な危機認定事案は、国際的な金融秩序の混乱（リーマン・ショック）、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症等。
- コロナ禍においては、資本金劣後ローンやDBJ飲食・宿泊支援ファンドを活用した新たな形での支援も実施。





1. 機関の概要、令和6年度要求の概要等

2. 一般投融資業務の状況

**3. 特定投資業務の状況**

4. 編成上の論点

(1) 論点①：特定投資業務における財源措置の方法等について

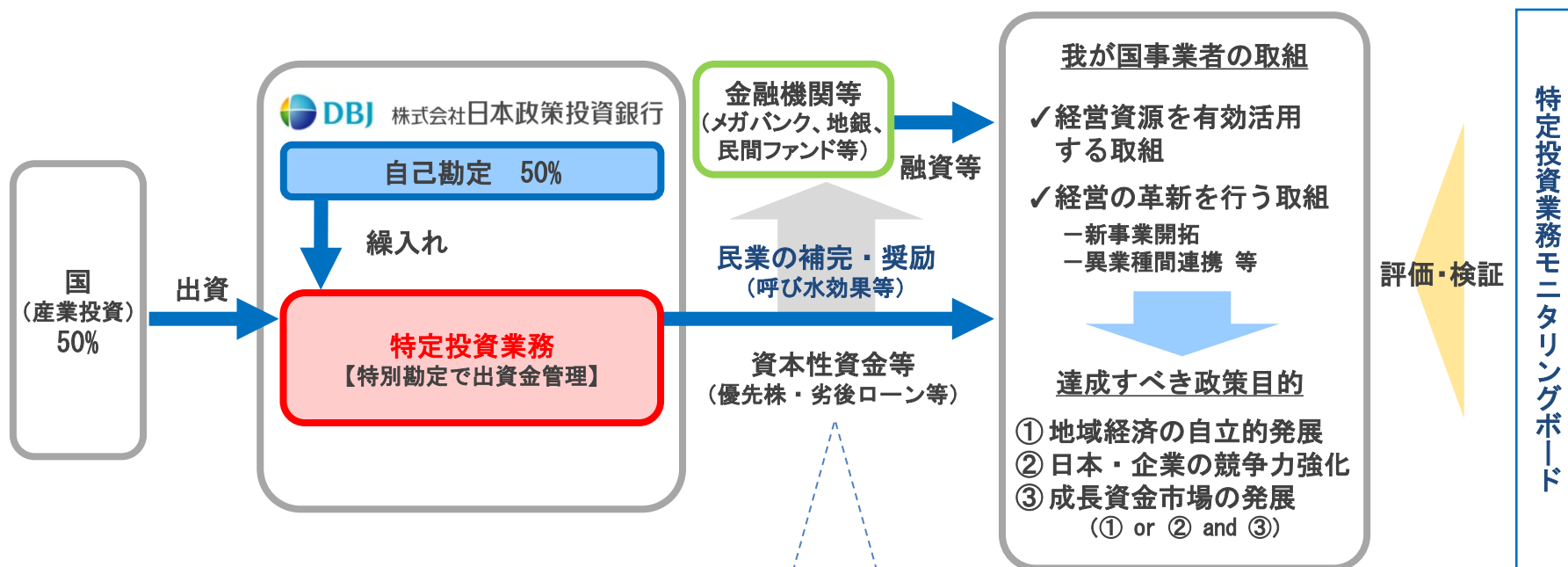
(2) 論点①を巡る状況

(3) 論点②：特定投資業務の事業規模について

(4) 論点②を巡る状況

### 3. 特定投資業務の状況

- 特定投資業務は、日本の企業競争力強化や地域活性化のためのリスクマネーについて、担い手・市場が未成熟であるとの問題意識の下、成長資金を時限的・集中的に供給することを企図して2015年6月に開始。  
 (注1) 現行法上、特定投資業務は2026年3月31日が投資決定期限とされている。
- 2023年3月末までに177件1兆1,151億円の投資決定、誘発された民間の投融資額(呼び水効果)は6兆6,521億円。  
 (注2) 各案件が特定投資業務として要件を満たすか否かについては、財務省との事前協議により確認。
- 2023年度は、国からの産投出資400億円を受けて、自己資金と合わせて総額800億円の事業規模を想定。

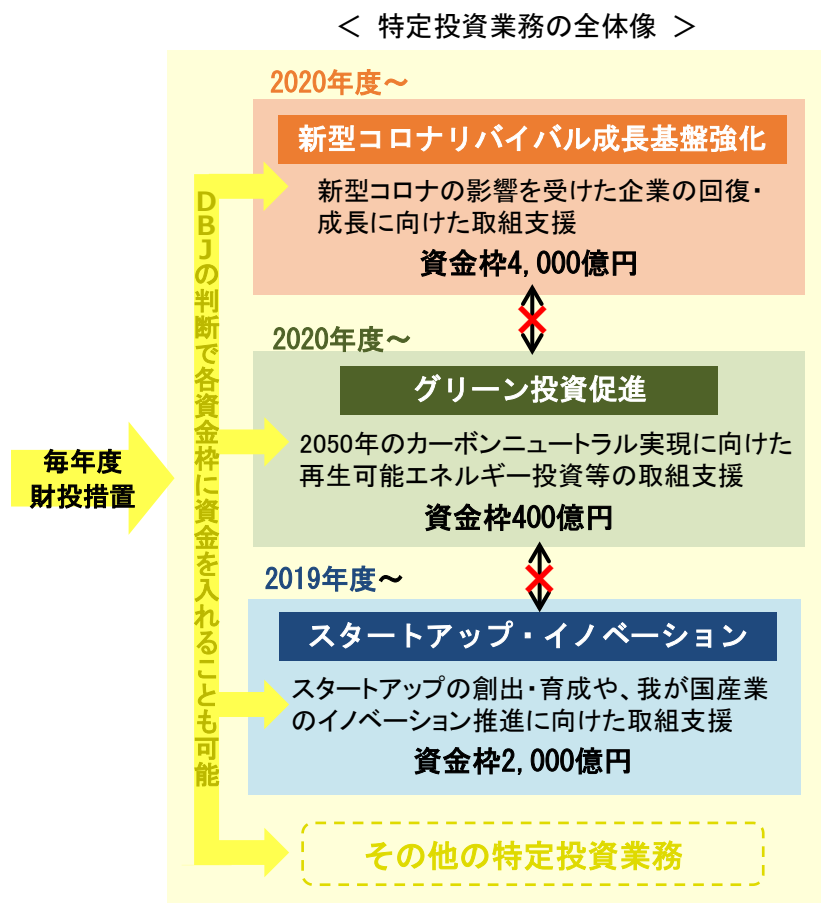
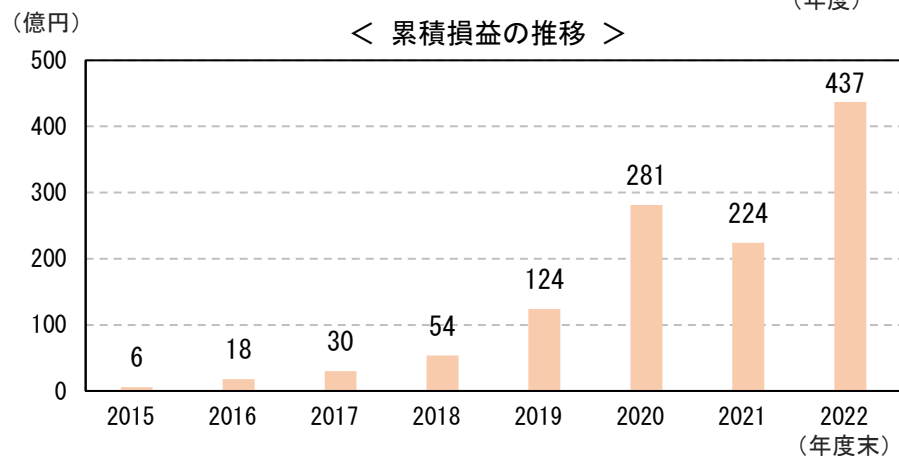
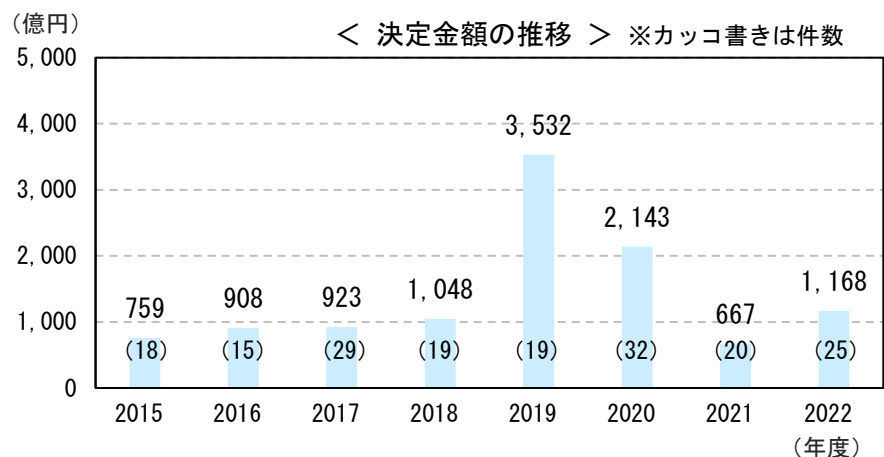


特定投資指針 (2022年財務省告示第299号)

- ① 特定投資業務による投資比率は、原則、対象事業に供給されるリスクマネー全体の50%以下
- ② 特定投資業務を通じて保有する議決権の比率についても、原則、50%以下
- ③ ただし、当該事業の開始に当たり一時的に超過する場合、又は事業遂行に必要な不可欠と認められる場合は、50%超も許容

### 3. 特定投資業務の状況

- これまで着実に実績を伸ばし、業務開始当初に想定されていた年間1,000億円の投資規模を上回るペースで進捗（年間1,400億円程度）。
- **累積損益は2022年度末時点で+437億円**と、特定投資指針に定める「長期収益性」を確保。
- 2019年度以降、その時々的重要な政策課題を踏まえ、**特に重要な支援分野（資金使途）を特定し、当該分野への資金供給が確実に行われるようにするため、特定投資業務内に3つの資金枠を設置**（資金枠間の融通は不可）。毎年度、資金枠にとられない形での財投措置もあわせて実施。



1. 機関の概要、令和6年度要求の概要等

2. 一般投融資業務の状況

3. 特定投資業務の状況

**4. 編成上の論点**

**(1) 論点①：特定投資業務における財源措置の方法等について**

**(2) 論点①を巡る状況**

(3) 論点②：特定投資業務の事業規模について

(4) 論点②を巡る状況

## 4 (1) . 論点①：特定投資業務における財源措置の方法等について

- 資金枠の設置は、重要な支援分野への確実な資金供給という点で有効な手段である一方、資金枠間の融通ができず、社会・経済情勢の変化等に伴い、資金枠の活用が想定よりも進まない場合、特定投資業務全体で見て資金運用効率に課題。
- こうした中、DBJは、新型コロナの影響が縮小する中、決定件数も落ち着きを見せている「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」の解消を検討。
- また、新たな重点分野として「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」を追加し、すでに資金枠を使い果たした重点分野（GX）も含め、資金枠によらない財源措置を志向。

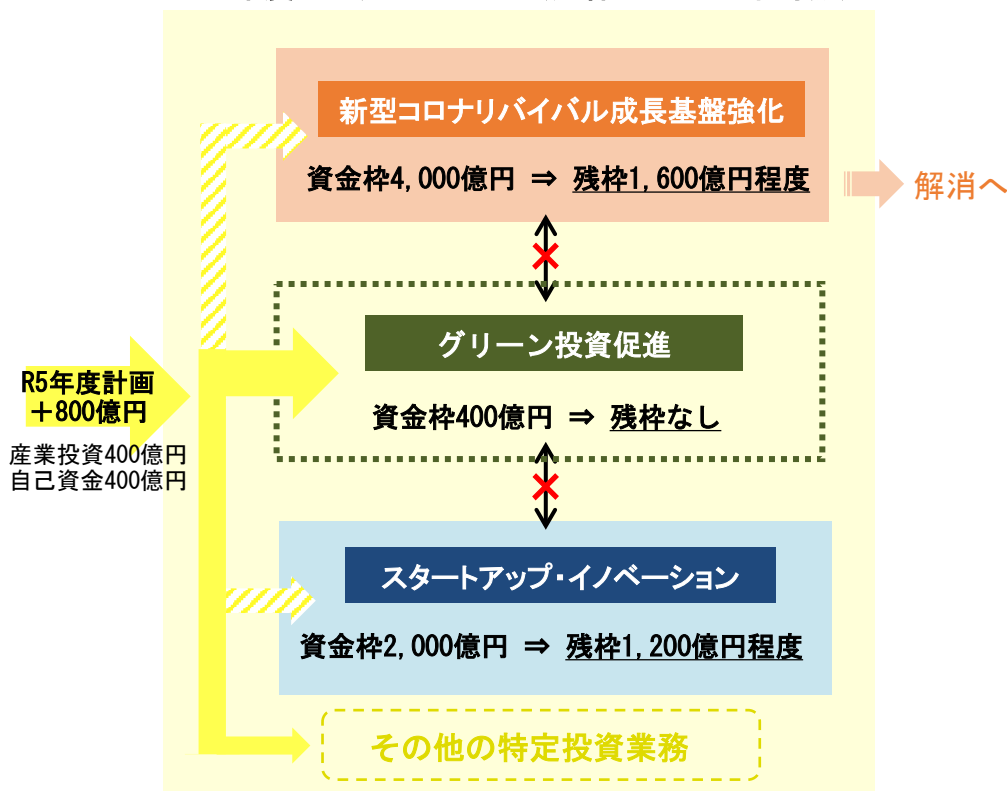
### <論点①>

- 大企業の多くが新型コロナの影響から脱しつつある中で、新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドを存置させておく必要があるのか。
- 新たな重点分野を追加することを予定している「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」について、特定投資業務として取組を支援していく必要性は認められるか。
- 「GX」や新たな重点分野である「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」について、資金運用効率の課題もある中、資金枠という形で厳格に資金用途を定めるのではなく、年度中のモニタリングを通じて、重点分野への投資状況を確認することとしてはどうか。

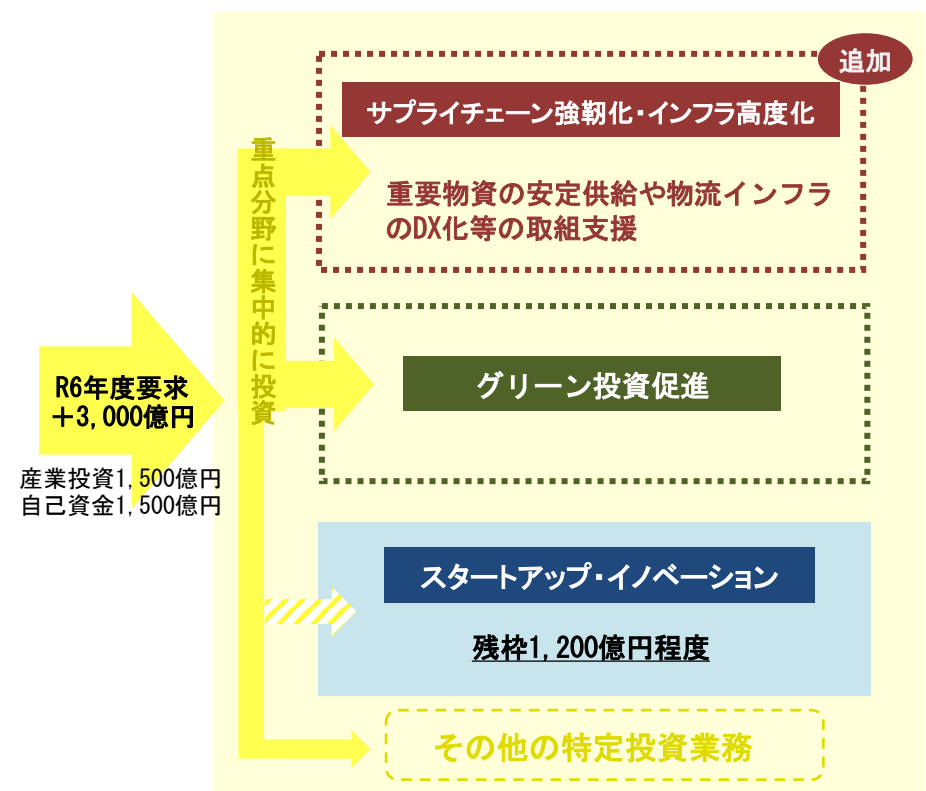
## 4 (2) . 論点①を巡る状況（財源措置の方法）

- これまでに3つの資金枠を設置。資金枠間の融通ができず、社会・経済情勢の変化等に伴い、資金枠の活用が想定よりも進まない場合、特定投資業務全体で見て資金運用効率に課題。
  - こうした中、DBJは、決定件数が落ち着いている新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドの解消を検討。また、新たな重点分野「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」を掲げ、資金枠を使い果たした重点分野（GX）も含め、資金枠によらない財源措置を志向。
- （注）毎年度の財投編成において、各重点分野の所要額を確認しながら、特定投資業務全体の財源を措置。
- スタートアップ・イノベーションファンドについては、今後も順調な執行が見込まれることから、引き続き、残枠を活用してリスクマネーを供給。

R5年度の運用イメージ（残枠は2023.3末時点）



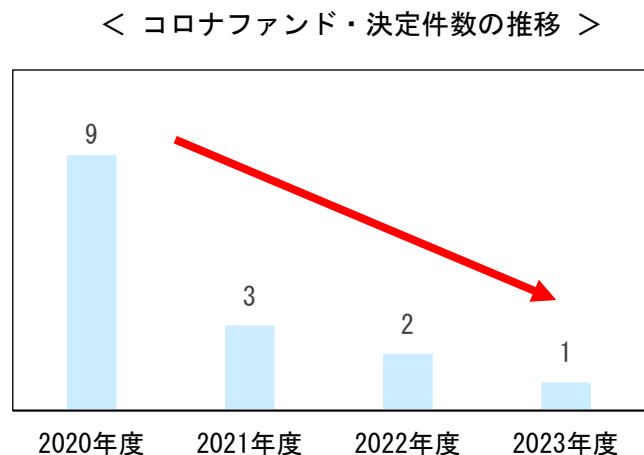
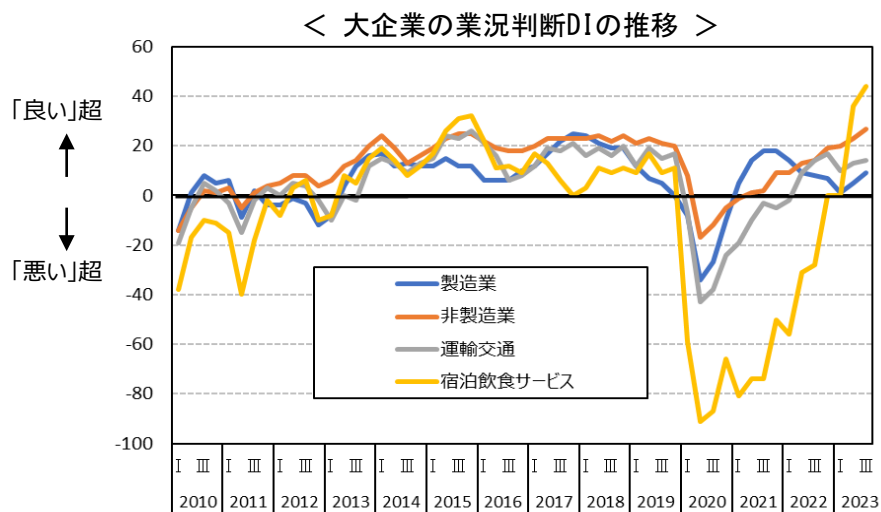
R6年度以降の運用イメージ（残枠は2023.3末時点）



## 4 (2) . 論点①を巡る状況（新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド）

- 「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」（資金枠：4,000億円）は、2023年3月末までに2,366億円の投資を決定。他の金融機関による支援を引き出す役割も果たし（9,120億円の呼び水効果を発揮）、新型コロナの影響を強く受けた運輸・交通業や飲食・宿泊業を支援。
- 同ファンドの資金は「新型コロナウイルス感染症による影響を受けた企業の新事業開拓、異業種連携等の支援」にのみ出資することが認められており、新型コロナの影響が縮小する中、決定件数も落ち着きを見せている状況。
- こうした中、DBJとしては同ファンドを解消する方向で検討中（同ファンドが解消された場合にも、新型コロナの影響からの回復・成長に向けた取組を引き続き支援していく意向）。

（注）同ファンドを解消した場合、その時点の残枠の1/2に当たる金額が国庫納付されることとなる。



（参考）令和2年度 特別会計 第1次補正予算 予算書（令和2年4月30日成立）

（財政投融资特別会計・投資勘定における事項別内訳「説明」）

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復を図るため株式会社日本政策投資銀行が行う新型コロナウイルス感染症による影響を受けた企業の新事業開拓、異業種連携等の支援に要する資金に充てるための出資

## 4 (2) . 論点①を巡る状況（新たな重点分野等）

- DBJは、政府方針も踏まえ、これまで重点分野として取り組んでいる「スタートアップ・イノベーション」・「GX」に加え、**来年度以降、「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」も新たな重点分野に追加する方針。**
- 具体的には、重要物資等の安定供給の確保や重要物資等を担う民間企業への資本強化（「国家安全保障戦略」）、デジタル技術を活用したインフラ高度化等（「国土強靱化年次計画」）に資する取組支援を想定。
- GXについては、今後10年間で150兆円超の官民投資が必要と見込まれる中、引き続き、重点分野として取組を支援。

### 「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」分野の投資について

#### イメージ① : 重要物資等の供給力強化

- グローバルサプライチェーンの再編が進展する中、経済安全保障上の重要物資等（工作機械・産業用ロボット、航空機部品、半導体、蓄電池など）について、供給力の強化を目的とした投資

#### イメージ② : 物流インフラの強靱化・高度化

- 先進的物流施設の建設やAIを活用したシステムの導入など、物流需要増への対応力を強化する投資
- 物流施設を災害に強くし、災害時の防災拠点となる機能を整備する投資（建物の耐震性向上や非常用電源の設置など）

#### イメージ③ : その他インフラの強靱化・高度化

- デジタルインフラ、エネルギーインフラの整備・強化を目的とした投資
- 都市再開発等を含む災害時の防災拠点となる機能強化に資する投資

### 脱炭素関連投資の見込み

- 政府は、2050年CNの実現に向けて、今後10年間で**150兆円超の官民による投資**が必要と試算

電源脱炭素化 ／燃料転換	年間 約5兆円	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再エネ</li> <li>• 水素・アンモニア</li> <li>• 蓄電池</li> </ul> など
製造工程の 脱炭素化等	年間 約2兆円	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製造工程の省エネ・脱炭素化</li> </ul> など
エンドユース	年間 約4兆円	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 省エネ性能の高い住宅</li> <li>• 次世代自動車</li> </ul> など
インフラ整備	年間 約4兆円	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電動自動車用インフラ</li> <li>• 半導体製造拠点</li> </ul> など
研究開発等	年間 約2兆円	<ul style="list-style-type: none"> <li>• カーボンリサイクル</li> <li>• 原子力</li> </ul> など

（出典）資源エネルギー庁「クリーンエネルギー戦略 中間整理」（2022年5月19日）



## 4 (2) . 論点①を巡る状況 (スタートアップ・イノベーションファンド)

- DBJの顧客基盤も活用しながら、スタートアップの創出・育成やイノベーション推進を目指し、資本性資金を供給するため、「スタートアップ・イノベーションファンド」を設立（資金枠：2,000億円）。  
（注）2019年度に500億円（産投250億円）、2021年度に追加で1,500億円（産投750億円）を措置。
- 投資対象は、主に国内のスタートアップ及び国内外のベンチャーキャピタルであり、2023年3月末までに820億円を投資決定済、同月末時点の残枠は1,180億円。
- 2022年11月、VCに対する特定投資業務の該当要件確認手続を簡素化し、VCへのLP出資にも注力。「第5次中期経営計画」で新規事業創出支援の実行目標額1,000億円（2023～2025年度）を掲げ、2023年度には、新規事業創出支援を専担で行う「新事業創出連携班」を新設。
- 引き続き、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等の政府方針を踏まえながら、同ファンドの残枠を活用して、スタートアップの創出・育成やイノベーション推進に向けた取組を支援。

### < 投資事例：アストロスケールホールディングスへの出資案件 >

- ✓ 当社はスペースデブリ（宇宙ごみ）の除去を含む軌道上サービスに取り組むスタートアップ。
- ✓ 宇宙産業では、運用が終了した衛星等の廃棄までのプロセスが構築されておらず、スペースデブリが急速に増加、宇宙活動を継続していくために早急な対策が必要な状況。
- ✓ 当社の革新的な取組は、持続可能な宇宙環境の実現に必要不可欠であり、我が国の宇宙産業の発展等に資するものであることから、特定投資業務により支援（2023年2月）



### < 2022年11月以降のVCへのLP投資実績：7件 >

1	DNX Partners Japan IV, LP
2	SONY Innovation Fund 3 L.P.
3	OLtV Seed Fund投資事業有限責任組合
4	UMI3号脱炭素投資事業有限責任組合
5	Monozukuri2号投資事業有限責任組合
6	PKSHAアルゴリズム2号投資事業有限責任組合
7	OLtV Opportunity Fund投資事業有限責任組合

1. 機関の概要、令和6年度要求の概要等

2. 一般投融資業務の状況

3. 特定投資業務の状況

#### 4. 編成上の論点

(1) 論点①：特定投資業務における財源措置の方法等について

(2) 論点①を巡る状況

(3) 論点②：特定投資業務の事業規模について

(4) 論点②を巡る状況

## 4 (3) . 論点②：特定投資業務の事業規模について

---

- 政府方針も踏まえ、これまで重点分野として取り組んでいる「スタートアップ・イノベーション」・「GX」に加え、来年度以降、「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」も新たな重点分野に追加する方針。
- 「GX」や新たな重点分野である「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」等において、突発的な大型案件も想定される中、適切にリスクマネーを供給するためには、一定程度の資金余力が必要。

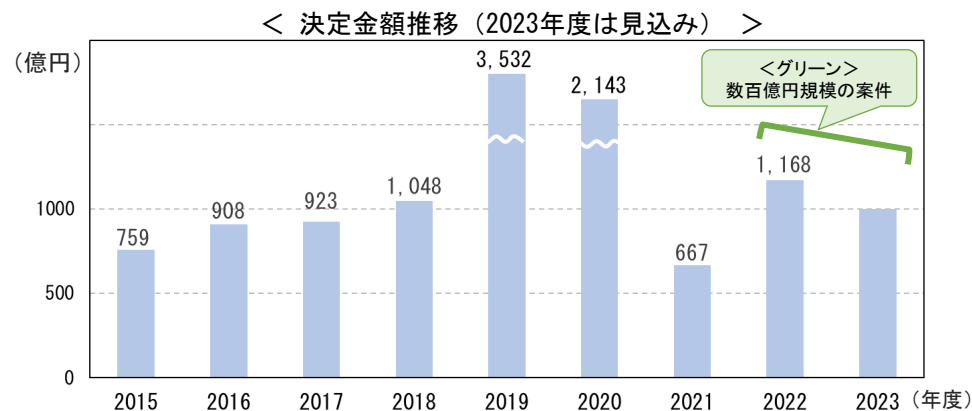


### <論点②>

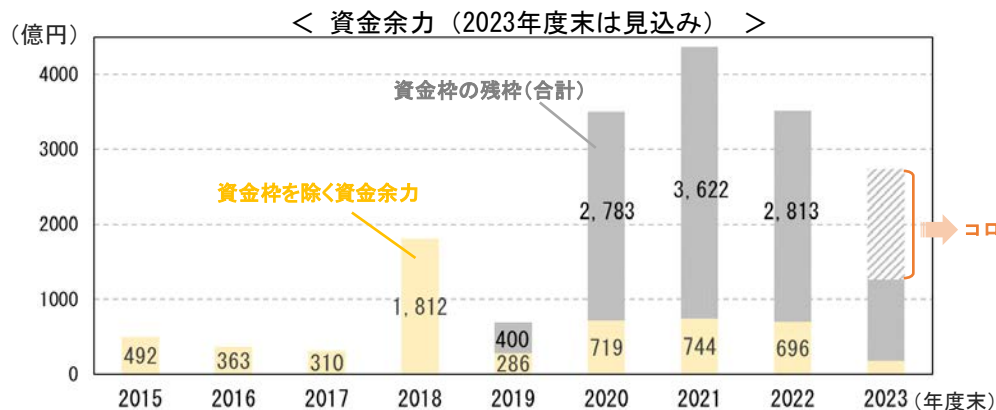
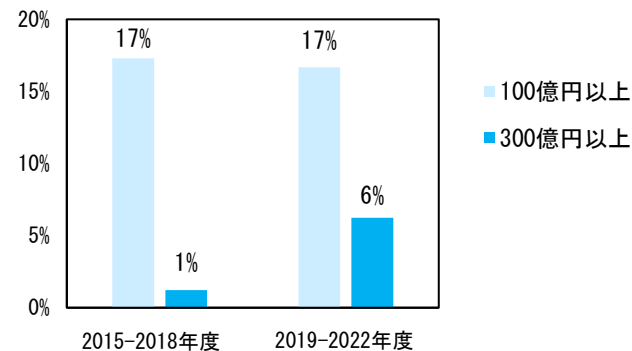
- リスクマネーを適切に供給できるよう、突発的な大型案件に備え、一定程度の資金余力を有しておく必要性は認められるものの、事業規模の見込みは資金需要を踏まえた適切な水準となっているのか。

## 4 (4) . 論点②を巡る状況（過去の事業規模と資金余力）

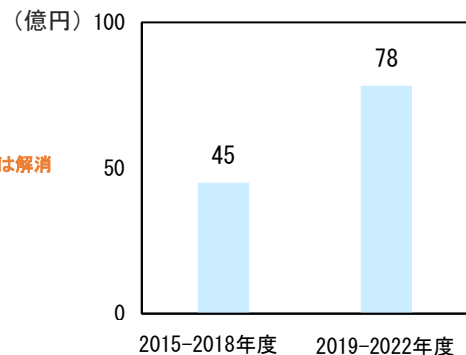
- これまでの特定投資業務の実績を見ると、業務開始当初に想定していた1,000億円のペースを超えて投資決定を行った年もあり、資金需要に適切に対応するには一定程度の資金余力が必要。
- 他方、足元でGX関連で数百億円規模の大型案件が想定される中、2023年度末には資金余力がほとんどなくなる見込み。
- 引き続き、GXを中心に引き合いがある中、「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」を新たな重点分野に追加し、これらの分野の大型案件にも柔軟に対応しながら、適切に資金供給を行うため、事業規模3,000億円、産業投資1,500億円を要求。



＜ 全案件のうち大口案件の割合 ＞



＜ 1件あたり金額 ＞



# 財政制度等審議会 財政投融资分科会

## 説明資料

株式会社日本政策金融公庫

(国民一般向け業務)

(中小企業者向け業務)

令和5年10月18日

財務省理財局

## <目 次>

### 1. 機関の概要等

### 2. 令和6年度要求の概要

### 3. 編成上の論点

(1) 論点①：コロナ関連融資の実績及び今後の見通しを  
踏まえた事業規模

(2) 論点①を巡る状況

・コロナ関連融資の動向等

(3) 論点②：「新しい資本主義」の実現に向けた金融支援

(4) 論点②を巡る状況

・日本公庫の取組み等

# 1. 機関の概要等

## 2. 令和6年度要求の概要

## 3. 編成上の論点

(1) 論点①：コロナ関連融資の実績及び今後の見通しを踏まえた事業規模

(2) 論点①を巡る状況

・コロナ関連融資の動向等

(3) 論点②：「新しい資本主義」の実現に向けた金融支援

(4) 論点②を巡る状況

・日本公庫の取組み等

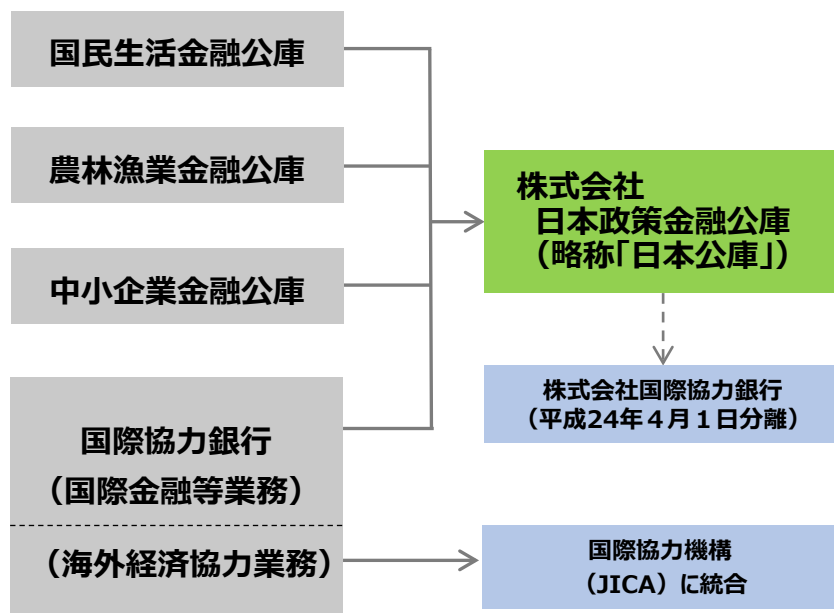
# 1 - 1. 機関の概要等

## 日本政策金融公庫の誕生

平成20年10月1日、4つの政府系金融機関が統合し、株式会社日本政策金融公庫が発足。平成24年4月1日に国際協力銀行が分離。

[平成20年9月30日以前]

[現在]



## 日本政策金融公庫の概要（令和5年3月31日時点）

設 立	平成20年10月1日	
基 本 理 念	「政策金融の的確な実施」 「ガバナンスの重視」	
業 務	国民生活事業、農林水産事業、 中小企業事業、危機対応等円滑化業務	
総 裁	田中 一穂	
職 員 数	国民：4,562人 中小：1,992人 ※各令和5年度予算定員	
支 店 等	国内 152支店 海外駐在員事務所2カ所（バンコク・上海）	
融 資 残 高	国民生活事業	12兆1,563億円
	中小企業事業(融資)	8兆3,657億円



# 1 - 2. 機関の概要等（財務の状況（令和4年度末））

国民生活事業

《貸借対照表》

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	8,163	借入金	70,761
貸出金	119,760	社債	2,951
その他資産	91	その他負債	91
有形固定資産	929	諸引当金	603
無形固定資産	120	負債の部合計	74,407
貸倒引当金	▲3,297	(純資産の部)	
		資本金	57,852
		資本剰余金	1,815
		利益剰余金	▲8,305
		純資産の部合計	51,362
資産の部合計	125,769	負債及び純資産の部合計	125,769

※単位未満切捨て

《貸借対照表》

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	6,296	借入金	45,830
有価証券	0	社債	3,309
貸出金	82,519	その他負債	30
その他資産	37	諸引当金	233
有形固定資産	475	支払承諾	282
無形固定資産	53	負債の部合計	49,685
支払承諾見返	282	(純資産の部)	
貸倒引当金	▲6,935	資本金	39,863
		利益剰余金	▲6,818
		純資産の部合計	33,044
資産の部合計	82,729	負債及び純資産の部合計	82,729

※単位未満切捨て

《損益計算書》

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
経常費用	2,283	経常収益	1,107
資金調達費用	23	資金運用収益	946
役員取引等費用	6	役員取引等収益	-
その他業務費用	0	政府補給金収入	143
営業経費	797	その他経常収益	17
その他経常費用	1,455	経常損失	1,175
特別損失	2	特別利益	3
		当期純損失	1,173

※単位未満切捨て

《当期純損益の推移》

(単位：億円)

H31.3期	R2.3期	R3.3期	R4.3期	R5.3期
▲100	▲139	▲1,546	▲511	▲1,173

※単位未満切捨て

《損益計算書》

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
経常費用	1,155	経常収益	673
資金調達費用	42	資金運用収益	541
役員取引等費用	0	役員取引等収益	1
その他業務費用	4	政府補給金収入	122
営業経費	300	その他経常収益	8
その他経常費用	806	経常損失	481
特別損失	0	特別利益	-
		当期純損失	482

※単位未満切捨て

《当期純損益の推移》

(単位：億円)

H31.3期	R2.3期	R3.3期	R4.3期	R5.3期
74	▲40	▲1,523	▲1,716	▲482

※単位未満切捨て

中小企業事業

## 1. 機関の概要等

## 2. 令和6年度要求の概要

## 3. 編成上の論点

(1) 論点①：コロナ関連融資の実績及び今後の見通しを踏まえた事業規模

(2) 論点①を巡る状況

・コロナ関連融資の動向等

(3) 論点②：「新しい資本主義」の実現に向けた金融支援

(4) 論点②を巡る状況

・日本公庫の取組み等

## 2. 令和6年度要求の概要

○ コロナ関連融資見合いの事業規模は事項要求を行わず、当初要求に計上。

(単位：億円)

### 国民生活事業

区分		令和6年度要求額	令和5年度当初計画額	増減
事業規模		27,660	47,490	▲19,830
財源	財政投融資	17,764	30,718	▲12,954
	財政融資	17,600	30,700	▲13,100
	産業投資	164	18	146
	政府保証債	-	-	-
	自己資金等	9,896	16,772	▲6,876

### 中小企業事業

区分		令和6年度要求額	令和5年度当初計画額	増減
事業規模		23,100	27,400	▲4,300
財源	財政投融資	15,024	19,240	▲4,216
	財政融資	14,000	19,000	▲5,000
	産業投資	1,024	240	784
	政府保証債	-	-	-
	自己資金等	8,076	8,160	▲84

## 1. 機関の概要等

## 2. 令和6年度要求の概要

## 3. 編成上の論点

(1) 論点①：コロナ関連融資の実績及び今後の見通しを踏まえた事業規模

(2) 論点①を巡る状況

・コロナ関連融資の動向等

(3) 論点②：「新しい資本主義」の実現に向けた金融支援

(4) 論点②を巡る状況

・日本公庫の取組み等

### 3. (1) 論点①：コロナ関連融資の実績及び今後の見通しを踏まえた事業規模

- コロナ禍においては資金繰り支援に万全を期す事業規模を確保してきたが、結果として多額の運用残を計上。
- コロナ資金繰り支援は段階的に縮小しており、主務省において資金繰り支援の効果を検証しつつ、今後の在り方を検討しているところ。

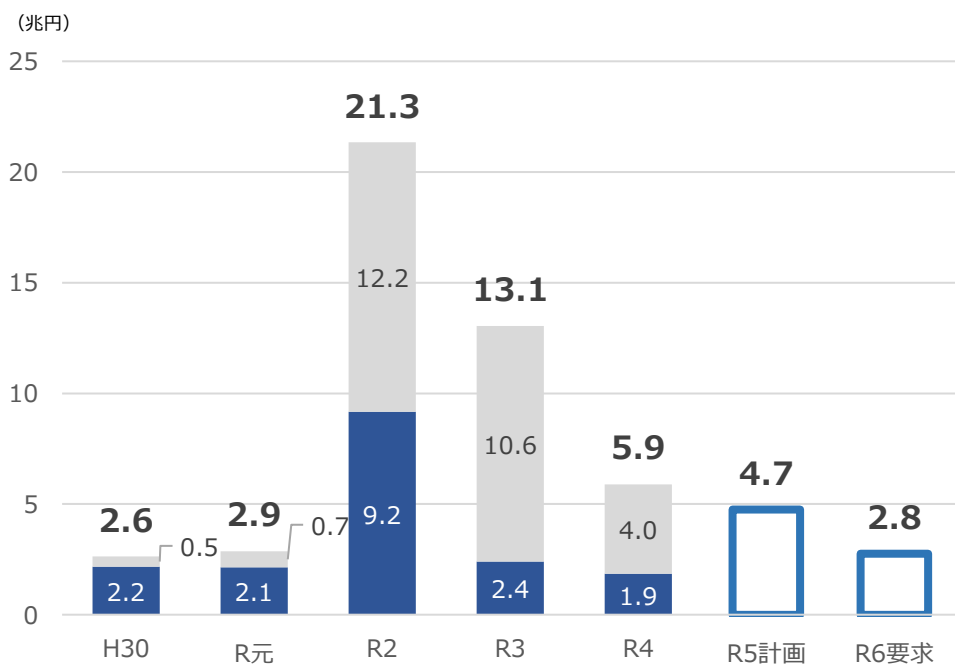
#### <論点①>

- 原油高等をはじめとした不透明な要因は引き続き存在するものの、コロナ資金繰り支援が段階的に縮小してきていることも踏まえ、実需に見合った適正な事業規模とすべきではないか。

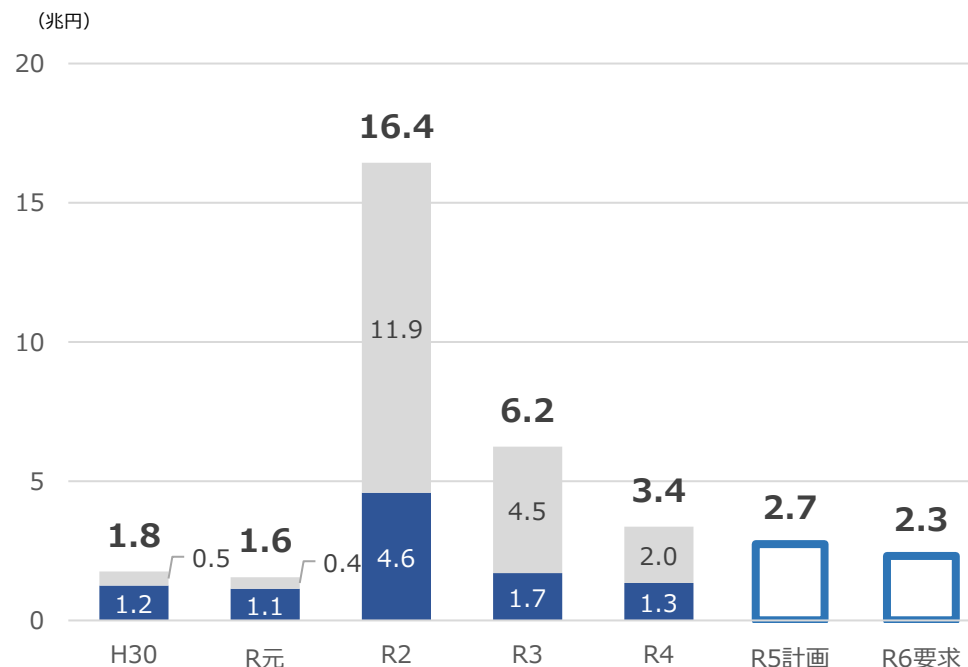
### 3. (2) - 1 論点①を巡る状況（事業規模の推移）

○ 令和2年度以降、コロナ感染拡大という未曾有の事態に対して資金需要に万全を期す事業規模を確保したが、結果として多額の運用残を計上。

事業規模(国民)



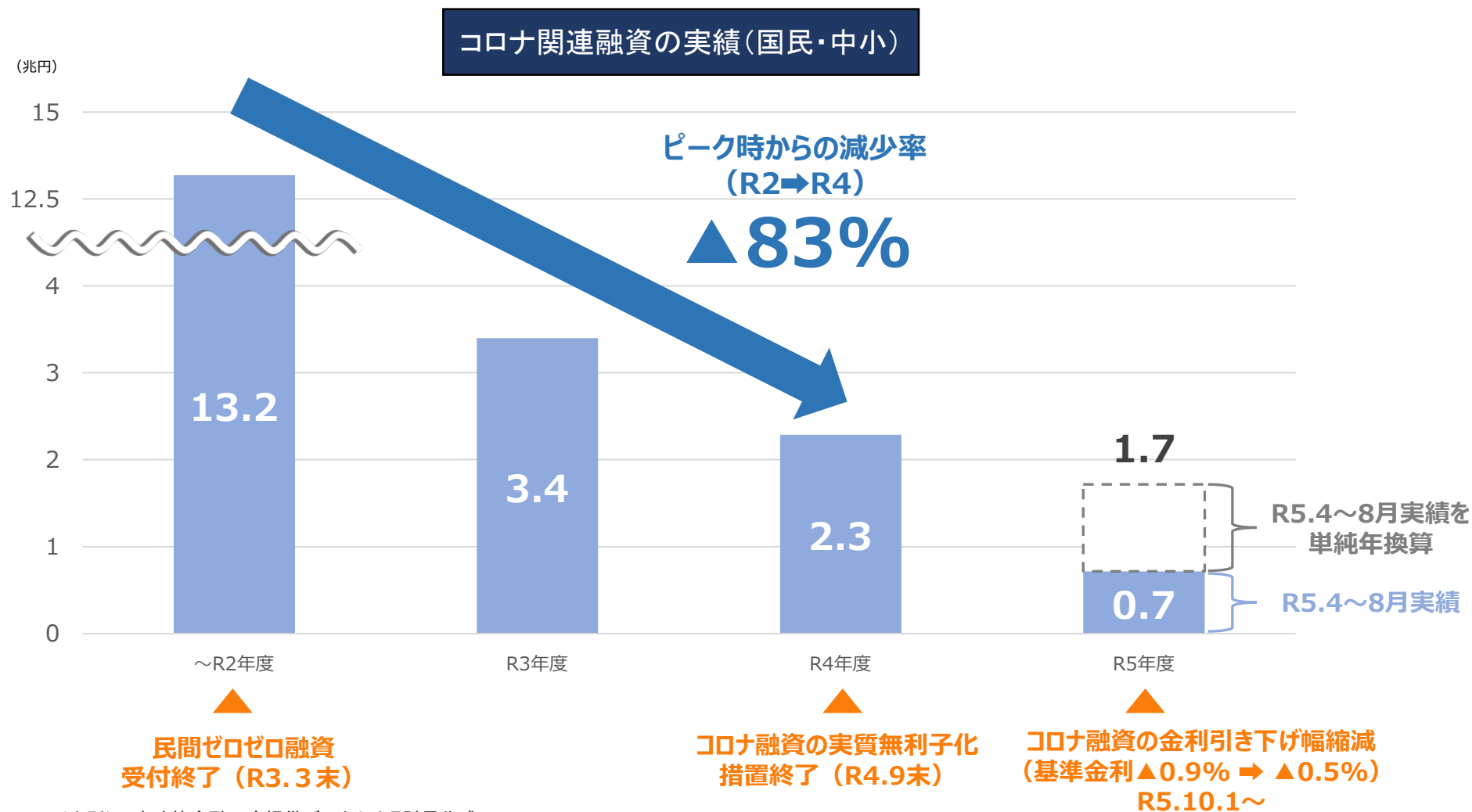
事業規模(中小)



■実績 ■運用残

### 3. (2) - 2 論点①を巡る状況（コロナ関連融資の実績）

○ コロナ関連融資の実績は減少傾向であり、段階的に制度も見直している。



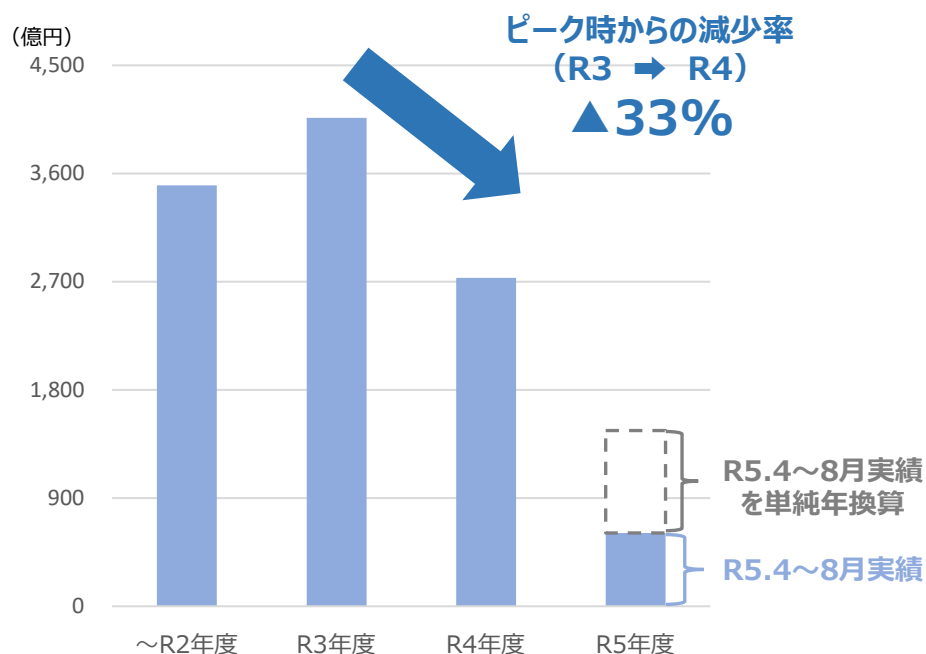
(出所)日本政策金融公庫提供データより理財局作成。

### 3. (2) - 3 論点①を巡る状況（コロナ資本性劣後ローンの実績）

- コロナ資本性劣後ローンの実績はコロナ融資に比べて限定的であるものの、減少傾向。
- 民間金融機関との協調融資商品の組成拡大や認定支援機関<sup>(※)</sup>による支援など、他機関との連携を強化。

(※) 中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関（税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等）

コロナ資本性劣後ローンの実績(国民・中小)



(出所) 日本政策金融公庫提供データより理財局作成。

コロナ資本性劣後ローンの取組み

民間金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間金融機関との「<b>協調融資商品</b>」の組成 (72件、92金融機関、覚書締結486金融機関 (2023年3月末時点))</li> </ul>
認定支援機関 (税理士、中小企業診断士)	<ul style="list-style-type: none"> <li>税理士、中小企業診断士等<b>3.5万機関との連携を強化</b></li> <li>税理士会等への<b>説明会を開催</b></li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁、財務省、中企庁の共催で、全国各地の地域ブロックごとに開催された、「<b>事業再生等の事業者支援策・支援事例に関する説明会</b>」に参加 (2023年4月~6月)。</li> <li>民間金融機関や認定支援機関、経済団体等が参加するなか、<b>コロナ資本性劣後ローンの活用事例等を周知</b>。</li> </ul>



### 3. (2) — 4 論点①を巡る状況（足下のコロナ関連融資の状況）

- 中小企業の持続的成長を支援するべく、「挑戦する中小企業応援パッケージ」が策定された。

#### 「挑戦する中小企業応援パッケージ」（2023年8月30日 経済産業省、金融庁、財務省）（抄）

##### I. 将来の挑戦に向けたコロナ資金繰り支援

- ① セーフティネット保証4号（100%保証）の借換目的での利用継続（新規融資のみでの利用は23年9月末で終了）【当面は23年12月末まで】
- ② 事業再構築等への挑戦を応援すべく、日本公庫等の資本性劣後ローンの限度額引上げ（10億円→15億円）、延長【24年3月末まで】
- ③ 日本公庫等のスーパー低利融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付）を、金利引下げ幅は縮小（▲0.9%→▲0.5%）の上、延長【24年3月末まで】
- ④ 物価高騰対策のセーフティネット貸付の金利引下げ措置を延長【24年3月末まで】

##### II. 挑戦する中小企業の経営改善・再生支援の強化

###### ○経営改善フェーズ

- ・ 信用保証協会による経営改善支援の強化
- ・ 民間金融機関による経営改善支援の促進
- ・ 経営者保証改革の促進

###### ○再チャレンジフェーズ

- ・ 中小企業活性化協議会の体制強化
- ・ 廃業時の取扱いの明確化
- ・ 求償権消滅保証の運用改善

###### ○再生フェーズ

- ・ 商工中金の危機対応融資先への支援強化
- ・ 事業再生ガイドラインの運用改善等
- ・ コロナ資本性劣後ローンの運用明確化

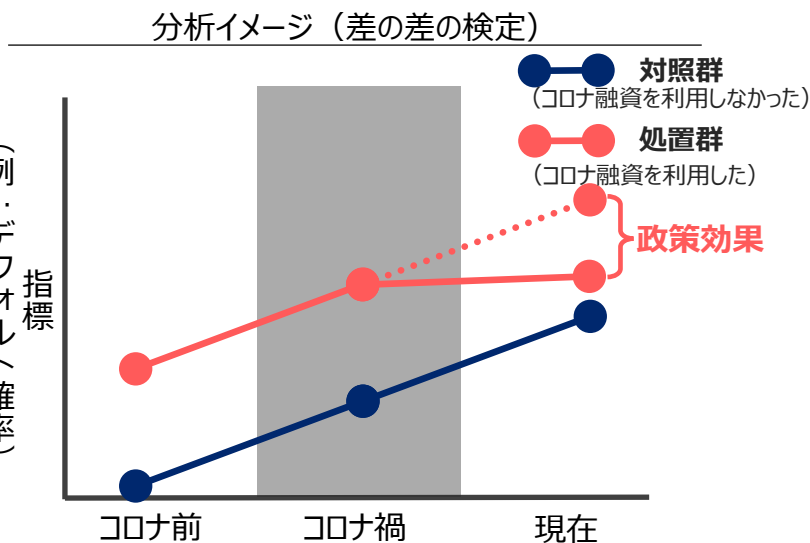
### 3. (2) - 5 論点①を巡る状況（コロナ関連融資の効果検証）

○ コロナ資金繰り支援策の効果検証を行うことは極めて重要であり、中小企業庁において研究会を開催し検証していく予定。

#### コロナ資金繰り支援策の効果検証 (中小企業政策審議会第10回金融小委員会R5.6.29開催資料より抜粋)

- コロナ禍における資金繰り支援をはじめとする**支援策によって倒産件数は記録的低水準**。(2021年：6,030件、2022年：6,187件)
- 一方で、全体的な指標だけで判断するのではなく、**コロナ融資を利用した先が利用しなかった先と比較して、デフォルト確率や現預金比率などの個別の指標がどう変化したのか等の詳細について、更なる分析が必要**。
- 具体的な政策効果を把握することは、同様の**危機対応が発生した際の政策を検討するに当たって重要**。
- 適切なデータセットや検証方法等について、有識者に御議論いただく**研究会を開催し、効果検証を実施**。

<p>中小企業政策審議会 金融小委員会 中間とりまとめ (2022年6月)</p>	<p>中長期的に中小企業の事業継続・成長を支えていくためには、まずは、これまでの<b>コロナ資金繰り支援について、より詳細に検証する必要がある</b>。</p> <p>金融支援策の効果について、より厳密に検証するためには、<b>政策の介入効果を示す必要</b>があり、例えば、コロナ前、コロナ禍、足元の業況等と支援策の利用の有無について、それぞれクロスで比較・分析を行うこと等が考えられる。その際、今後の危機に備えて、政策介入のあり方等についても、検証を行うことが必要である。</p>
<p>根本忠宣、 中央大学教授、 (2022年2月)</p>	<p>失業率や景気などの<b>大雑把な指標のみで判断するのではなく、支援した先が支援しなかった先と比較してどう行動が変化し、どのようなパフォーマンスを達成したのか事後評価</b>することで、最適な制度設計のための検証材料をその都度<b>フィードバックすることが望ましい</b>。</p>



(出所) 根本忠宣(2022). 「COVID-19ショックに対する中小企業向け支援の国際比較—金融支援の有効性と出口戦略—」. 『日本政策金融公庫論集』, 第54号. 赤字は中小企業庁.

## (参考) 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の概要 [日本公庫 (国民・中小)]

【令和5年10月1日時点】

新型コロナウイルス感染症特別貸付		
貸付対象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって次の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者</p> <p>(1) 最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している</p> <p>(2) 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している者</p> <p>①過去3ヵ月(最近1ヵ月含む。)の平均売上高</p> <p>②令和元年12月の売上高</p> <p>③令和元年10月から12月の平均売上高</p> <p>(3) 債務負担が重い事業者(債務償還年数が13年以上)</p>	
貸付期間 ＜据置期間＞	<p>設備資金：20年以内＜うち5年以内＞</p> <p>運転資金：20年以内＜うち5年以内＞</p>	
貸付限度	別枠 8,000万円(国民)、6億円(中小)	
貸付金利	6,000万円以下(国民)	当初3年間：基準利率(災害) -0.5%、3年経過後：基準利率(災害)
	4億円以下(中小)	
	6,000万円超(国民)	基準利率(災害)
	4億円超(中小)	
担保	無担保	

## (参考) 「新型コロナ対策資本金性劣後ローン」の概要 [日本公庫 (国民・中小)]

【令和5年10月1日時点】

	新型コロナ対策資本金性劣後ローン
貸付対象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者</p> <p>① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けて事業の成長を図る事業者</p> <p>② 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含む。）の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者</p> <p>③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築<sup>(※1)</sup>されている事業者<sup>(※2)</sup></p> <p>(※1) 原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から出資又は融資による資金調達が見込まれること</p> <p>(※2) 民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象</p>
貸付期間	5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか（期限一括償還）
貸付金利	<p>当初3年間及び4年目以降赤字の場合：0.50%</p> <p>4年目以降黒字の場合：2.60%（5年1ヵ月、7年、10年）、2.70%（15年）、2.95%（20年）</p>
貸付限度	別枠 1社あたり7,200万円（国民）、1社あたり15億円（中小）
担保・保証人	無担保・無保証人
特徴	<p>① 金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能</p> <p>② 本制度による債務は、法的倒産時には、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後</p>

## 1. 機関の概要等

## 2. 令和6年度要求の概要

## 3. 編成上の論点

(1) 論点①：コロナ関連融資の実績及び今後の見通しを踏まえた事業規模

(2) 論点①を巡る状況

・コロナ関連融資の動向等

(3) 論点②：「新しい資本主義」の実現に向けた金融支援

(4) 論点②を巡る状況

・日本公庫の取組み等

### 3. (3) 論点②：「新しい資本主義」の実現に向けた金融支援

---

- コロナ関連融資の返済が本格化する中、日本公庫においては事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底。
- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行など社会経済活動の正常化が進む中、日本経済が克服すべき課題は山積。
- 日本公庫の融資は政策金融である点を踏まえ、限りある政策資源が重点分野に適切に投下されるよう、民業補完性等も考慮しつつメリハリの効いた金融支援を行っていくことが重要。



#### <論点②>

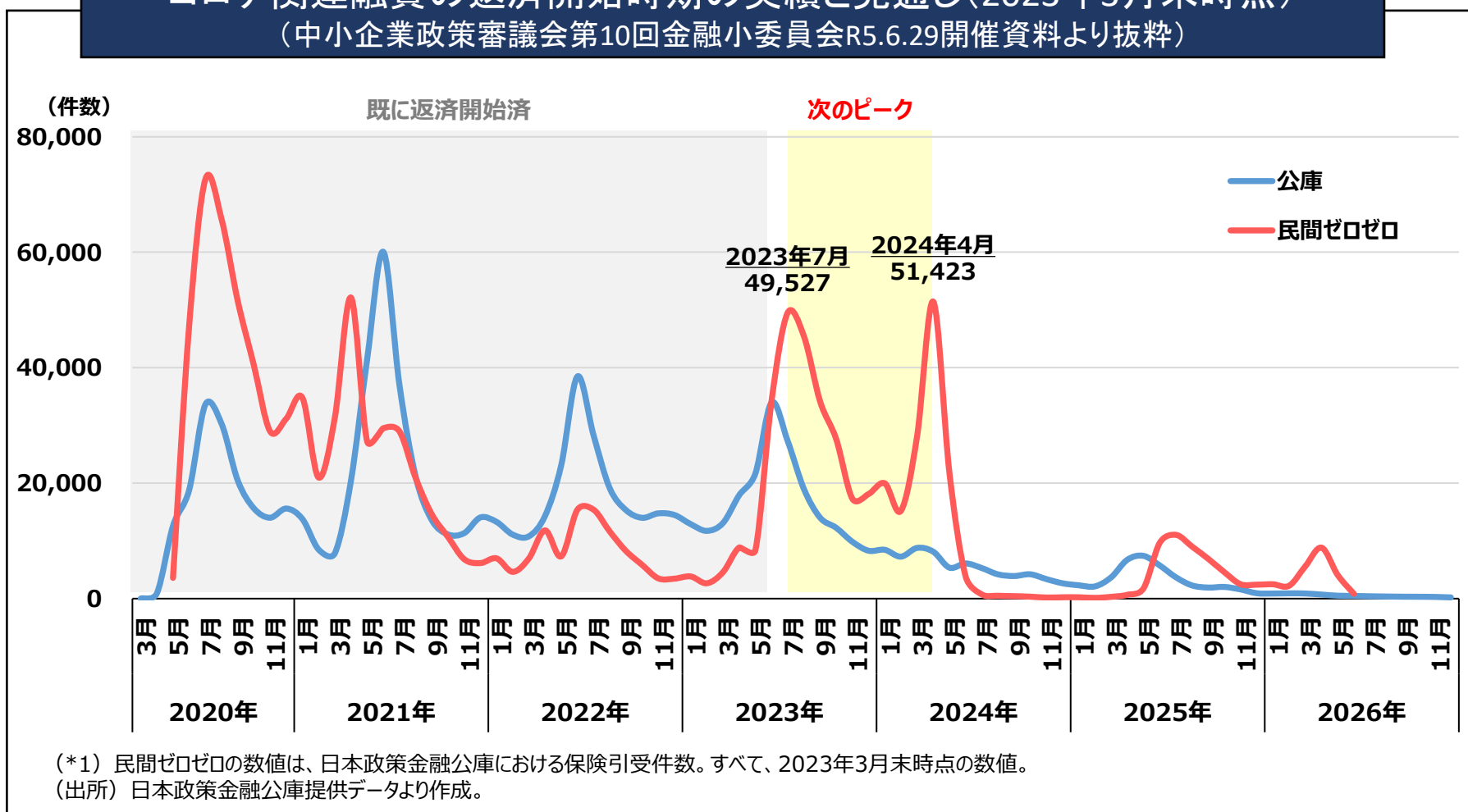
- 日本公庫においては、コロナ関連融資で増大した債権の管理を丁寧に行いつつ、重点分野の資金需要にも応え、日本経済が抱える課題解決に貢献していくべきではないか。

### 3. (4) - 1 論点②を巡る状況（コロナ関連融資の返済開始）

○ 日本公庫のコロナ関連融資の返済開始ピークは既に到来（2021年6月、2022年6月）

#### コロナ関連融資の返済開始時期の実績と見通し（2023年3月末時点）

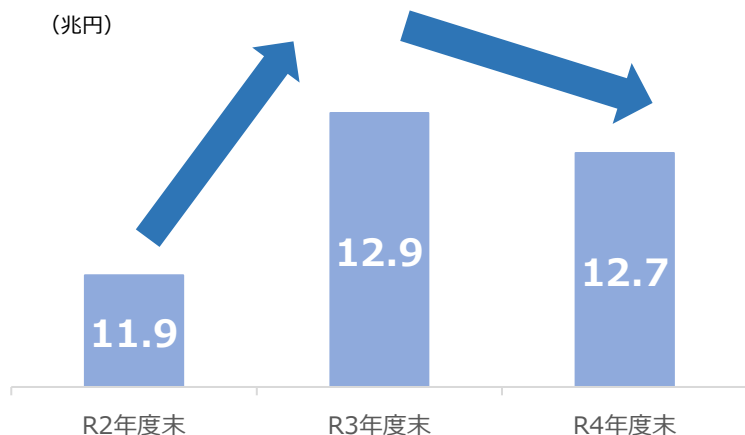
（中小企業政策審議会第10回金融小委員会R5.6.29開催資料より抜粋）



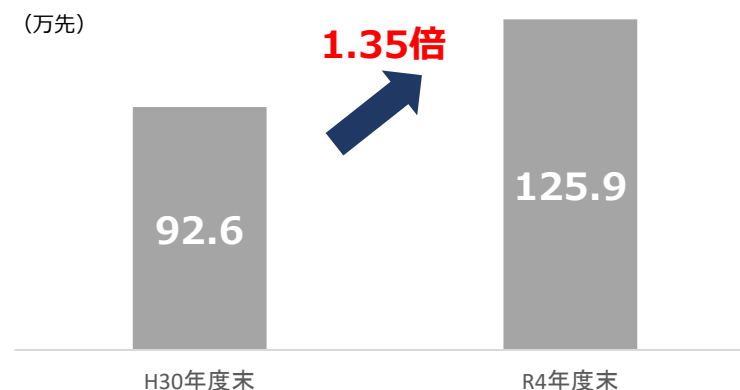
### 3. (4) - 2 論点②を巡る状況（コロナ融資の残高推移）

- コロナ融資残高は、返済開始のピークを迎えたこともあり、減少傾向。
- コロナ前と比較して取引先数は急増。業種構成では、特に飲食・宿泊業やサービス業の増加が顕著。

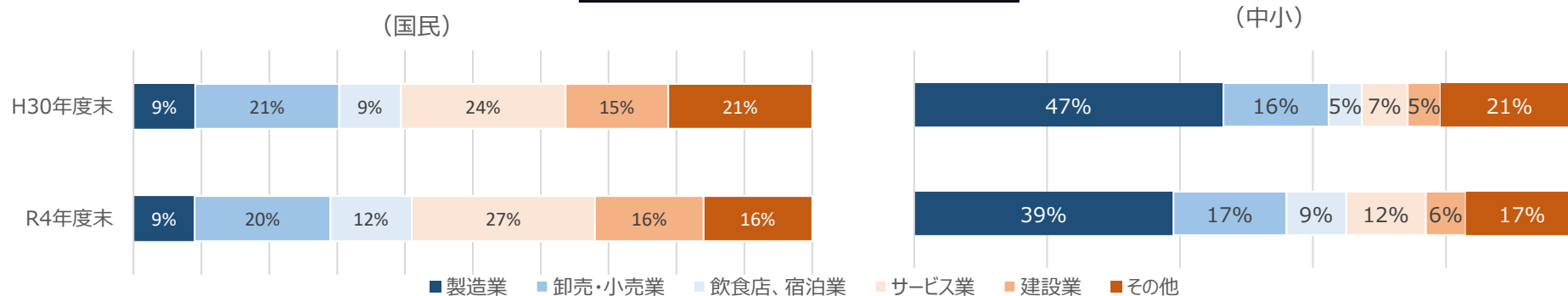
コロナ融資の残高(国民・中小)



取引先数の変化(国民・中小)



融資残高の業種構成比較



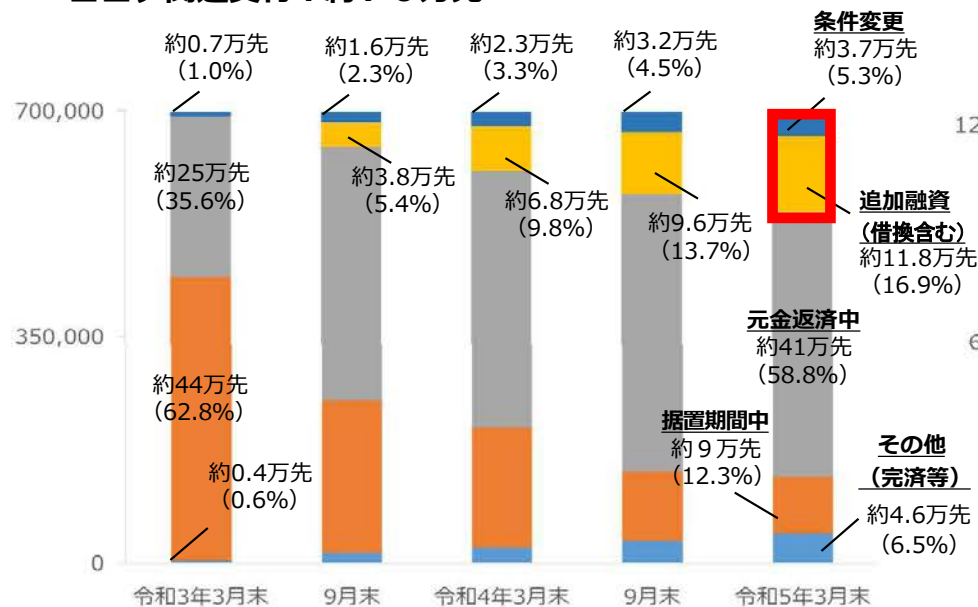
(出所) 日本政策金融公庫提供データより理財局作成。



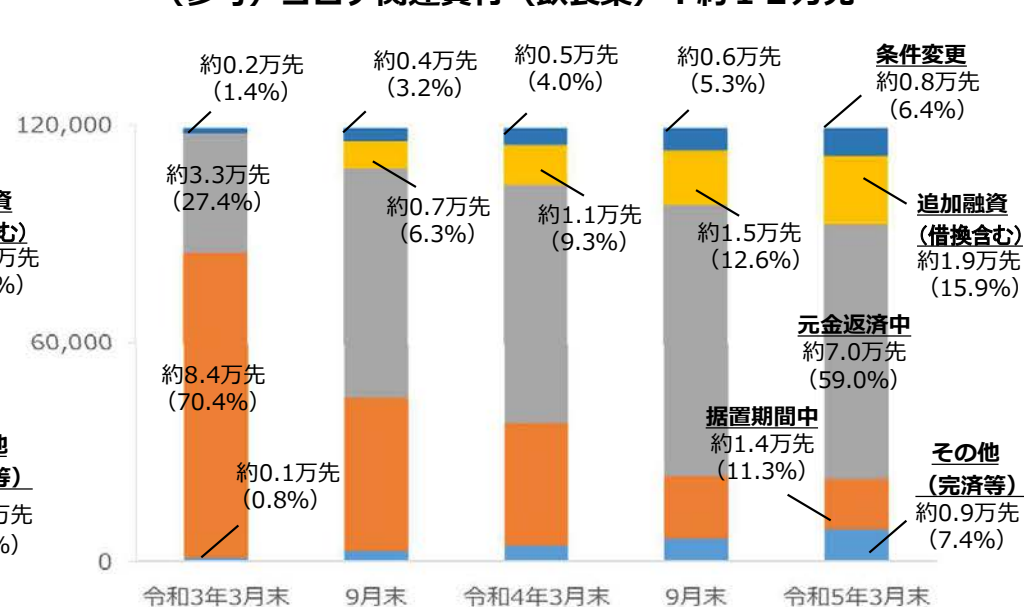
### 3. (4) - 3 論点②を巡る状況（コロナ関連融資の返済状況）

- 令和3年3月末までに日本公庫（国民生活事業）のコロナ関連融資を利用した貸付先の返済状況の推移をみると、令和5年3月末で約2割が条件変更や追加融資を実施。
- 返済が厳しい事業者に対しては、政府方針を踏まえ、事業者の実情に応じて柔軟に対応。

コロナ関連貸付：約70万先



(参考) コロナ関連貸付（飲食業）：約12万先



(注) 令和3年3月末までに日本公庫（国民生活事業）のコロナ関連融資を利用した約70万先の返済状況を定点観測。日本政策金融公庫提供資料。

#### 中小企業・小規模事業者等に対する金融の円滑化について(令和5年8月31日 内閣府 財務省 厚生労働省 農林水産省 中小企業庁)

- (2) 返済期間・据置期間が到来する既往債務の条件変更や借換え等について、返済期間・据置期間の延長等を積極的に提案するなど、中小企業・小規模事業者等の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。その際、信用保証協会においては、民間金融機関と連携することで、既往の信用保証協会付き融資からの借換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する、コロナ借換保証制度の積極的な活用を促進すること。

### 3. (4) - 4 論点②を巡る状況（政府方針・日本公庫の重点支援分野）

- コロナ融資の債権管理は極めて重要。同時に、社会経済活動の正常化に合わせて「新しい資本主義」の実現に向けた資金を供給していくことも必要。
- 日本公庫は、政府方針を踏まえつつ、重点分野を設定。

#### 政府方針

##### <新しい資本主義の加速に向けた取り組み>

- 人への投資の強化、構造的賃上げの実現
- サプライチェーン強靱化
- GX・DX等の加速
- スタートアップ推進
- 新たな産業構造への転換
- 科学技術・イノベーションの推進
- こども・子育て政策の抜本強化
- 包摂社会の実現
- 地域・中小企業の活性化 等

「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）より抜粋。

#### 日本公庫の業務運営計画 (2023～2025年度)

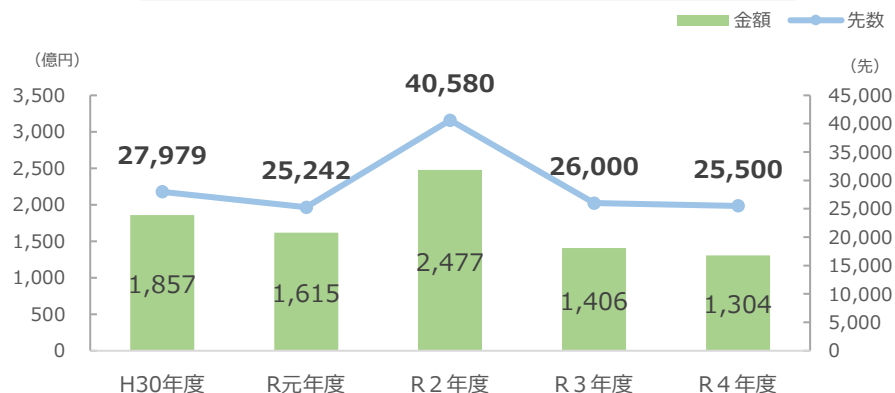
##### <成長分野等への重点的な支援>

- 創業・スタートアップ・新事業支援
- 事業再生支援
- 事業承継支援
- ソーシャルビジネス支援
- 海外展開支援
- DX・デジタル化の推進等への支援
- 環境・エネルギー対策への支援
- 教育の機会均等への貢献 等

### 3. (4) - 5 論点②を巡る状況（創業・スタートアップ支援）

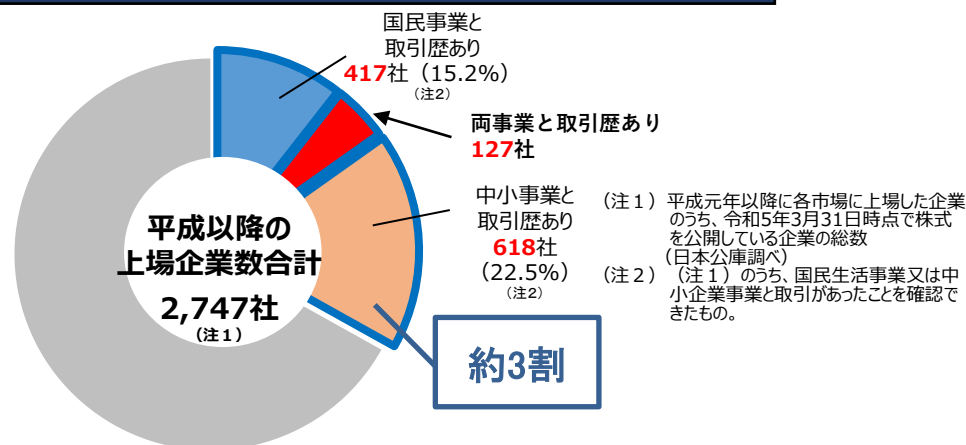
- 日本公庫は従来より創業を積極的に支援しており、毎年度25,000先を超える創業融資を実施するなど、スタートアップの芽を育成し日本経済の成長を後押し。
- スタートアップ支援にあたっては、資金供給のみならず、スタートアップの売上向上に資する取組み等の本業支援を推進。

創業前及び創業後1年以内の企業に対する融資実績





(出所) 日本政策金融公庫提供データより理財局作成。

国民生活事業・中小企業事業と取引歴を有する上場企業数(平成以降)



(出所) 日本政策金融公庫提供データより理財局作成。

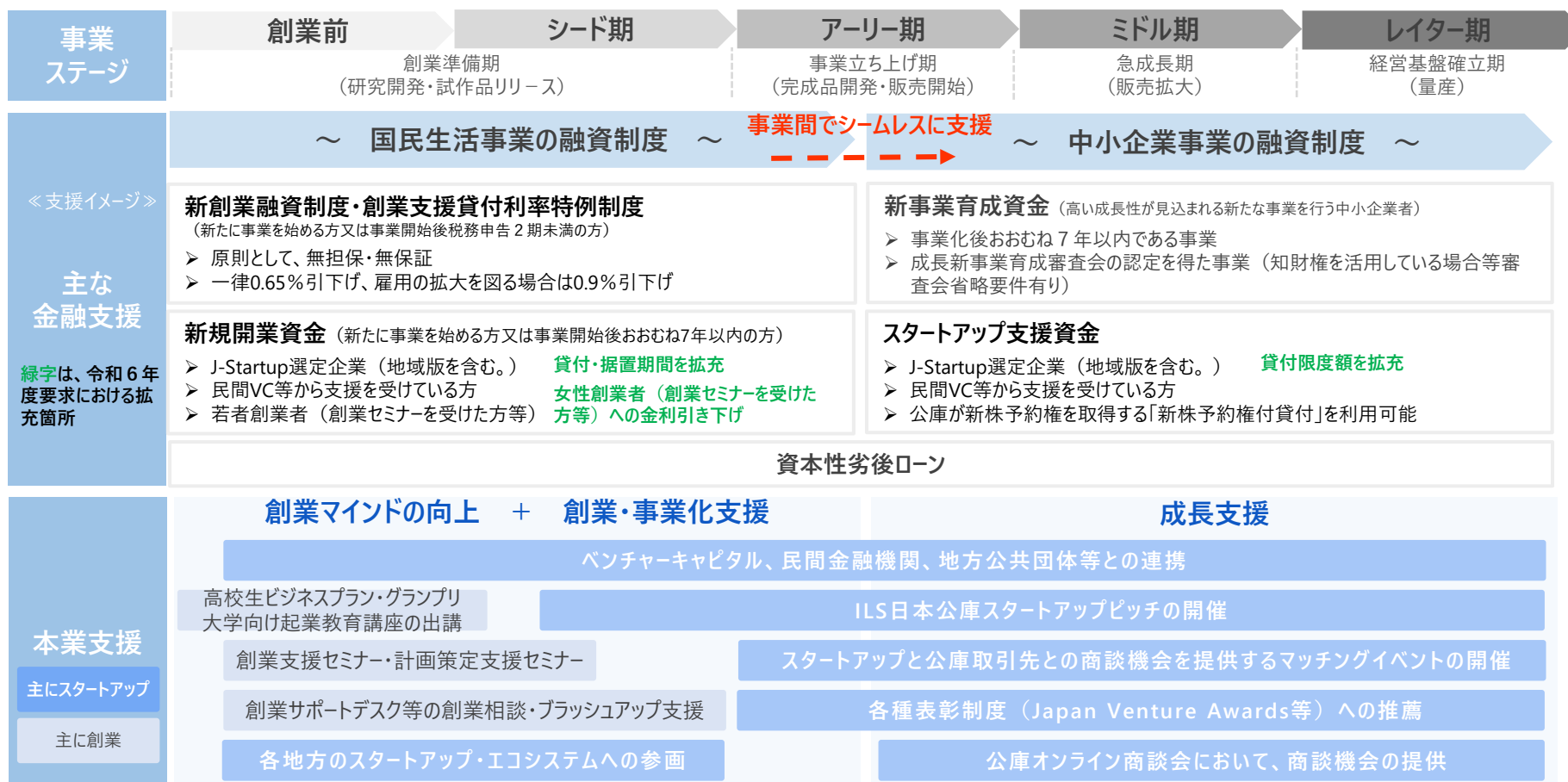
#### <スタートアップへの本業支援>

セミナー	オンラインLIVEトークイベント	マッチングイベント	Grow UP!
<p>・事業成長を目指すスタートアップ経営者に対して、IPOを果たした経営者を含む先輩起業家たちから資金調達や自社のPR方法など、創業期のスタートアップが抱える経営課題に応えるトークイベントを令和4年度に2回開催。</p>  <p>「トークイベント」当日の様子</p>		<p>・スタートアップの売上向上支援のため、中小企業とのマッチングイベント「Grow UP!」を令和4年度以降、3回開催。飲食業向けサービス(第1回)、建設業向けサービス(第2回)、物流業向けサービス(第3回)を提供するスタートアップ計12社に登壇機会を提供。本イベントには、計580社超の中小企業の参加を受け、270件超の商談機会を提供。</p>  <p>「Grow UP!」当日の様子</p>	

### 3. (4) - 6 論点②を巡る状況（創業・スタートアップ支援）

- 企業サイズに合わせた適切な支援を行う観点から、起業～アーリー期前半は国民生活事業、アーリー期後半以降は中小企業事業と企業の成長に合わせて公庫の対応は変化。
- 事業ステージに応じた資金を供給することが重要。国民生活事業と中小企業事業間において、連続性をもった対応が求められる。

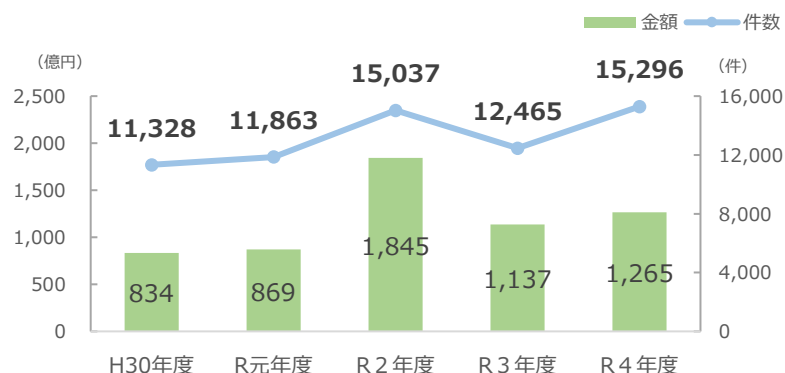
<日本公庫による創業・スタートアップ支援の枠組み>



### 3. (4) - 7 論点②を巡る状況（ソーシャルビジネス支援への取組）

- 高齢者や障がい者の介護・福祉、子育て支援、地域活性化、環境保護など、地域や社会の課題解決に取り組むソーシャルビジネスの担い手を積極的に支援。

ソーシャルビジネス関連の融資実績



(注) 「①NPO法人」「②介護・福祉事業者」「③社会的課題の解決を目的とする事業者（①と②を除く）」への融資実績（①と②の重複分を除く）の合計  
 (出所)日本政策金融公庫提供データより理財局作成。

ビジネスプラン見える化BOOK

- ✓ 「ビジネスプラン見える化BOOK」をホームページで公開し、実現性の高い事業計画の策定を支援。



ソーシャルビジネス支援ネットワーク

- ✓ 地方公共団体等と連携し経営課題の解決を支援するネットワークを構築。
- ✓ 各支援機関の施策・サービスをワンストップで提供するとともに、経営支援セミナーや個別相談会を実施。



活用事例

子育て支援を行う事業者への融資

- ✓ 平成12年創業のNPO法人
- ✓ 子どもの健全な育成を目指して、野外幼児教育の提供や日帰り型・宿泊型キャンプを実施。
- ✓ 園児送迎用車両の取得資金に日本公庫からの融資を活用したことを契機に取引が開始し、園舎の取得資金も日本公庫を利用。



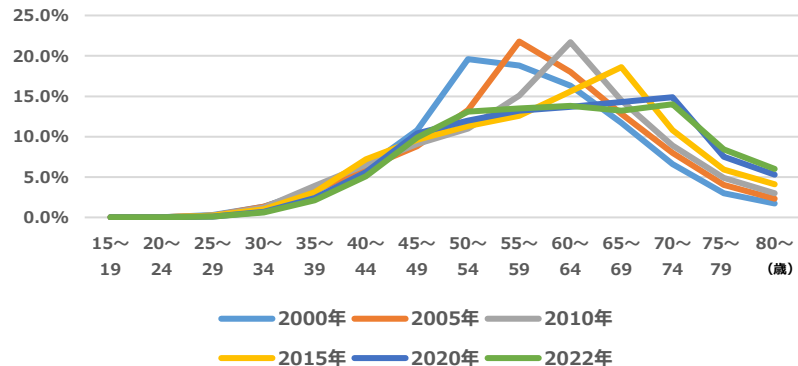
(保育施設の外觀)

### 3.(4) - 8 論点②を巡る状況（事業承継支援）

○ 中小事業者の後継者問題が深刻である中、技術・ノウハウ等の伝承や企業の新陳代謝の観点から事業承継は重要。日本公庫においてもマッチング支援を実施。

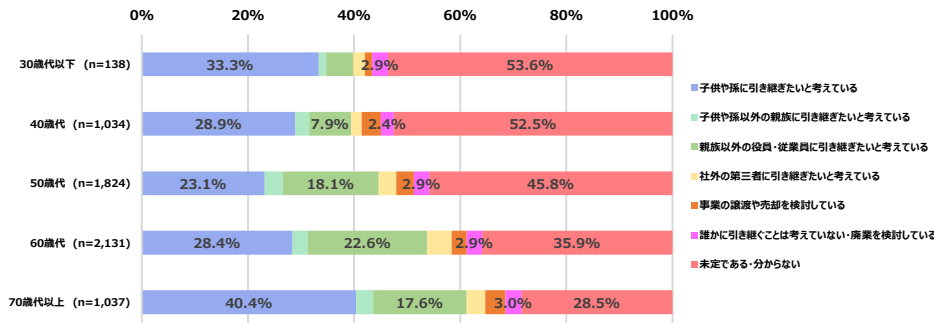
#### 中小企業の後継者問題

<年代別に見た、中小企業の経営者年齢の分布>



資料：(株)帝国データバンク「企業概要ファイル」再編加工  
 (注)「2022年」については、2022年11月時点のデータを集計している。  
 (出典) 2023年版中小企業白書のデータより理財局作成。

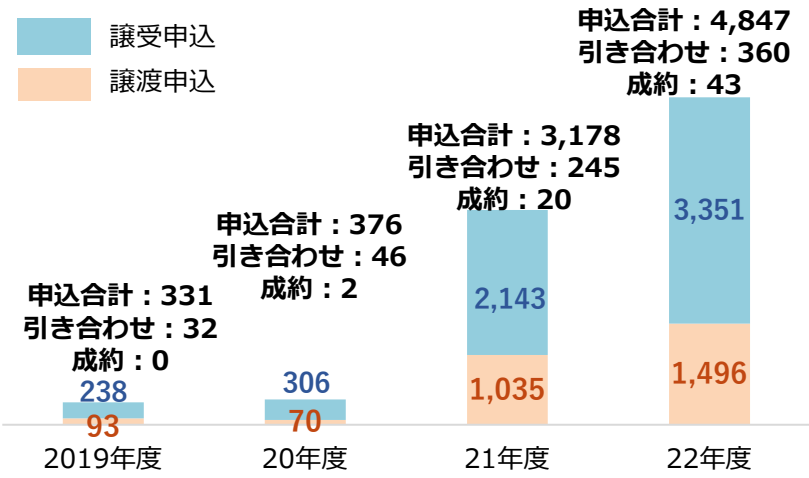
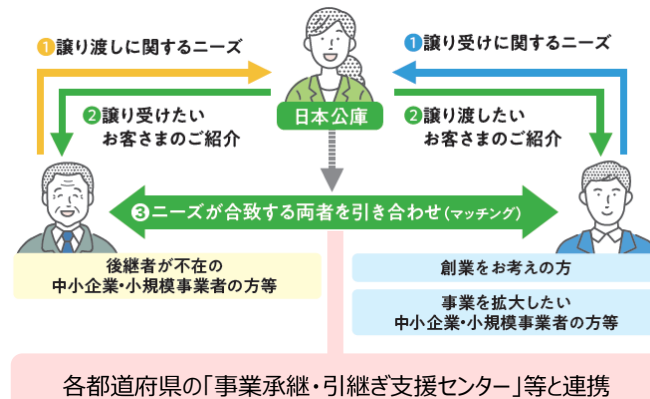
<経営者の年代別に見た、事業承継の意向>



資料：(株)東京商工リサーチ「中小企業が直面する経営課題に関するアンケート調査」  
 (注) ここで「30歳代以下」とは、経営者の現在の年齢について、「24歳以下」、「25～29歳」、「30～34歳」、「35～39歳」と回答した企業を指す。「40歳代」とは、経営者の現在の年齢について、「40～44歳」、「45～49歳」と回答した企業を指す。「50歳代」とは、「50～54歳」、「55～59歳」と回答した企業を指す。「60歳代」とは、経営者の現在の年齢について、「60～64歳」、「65～69歳」と回答した企業を指す。「70歳代以上」とは、経営者の現在の年齢について、「70～74歳」、「75歳以上」と回答した企業を指す。

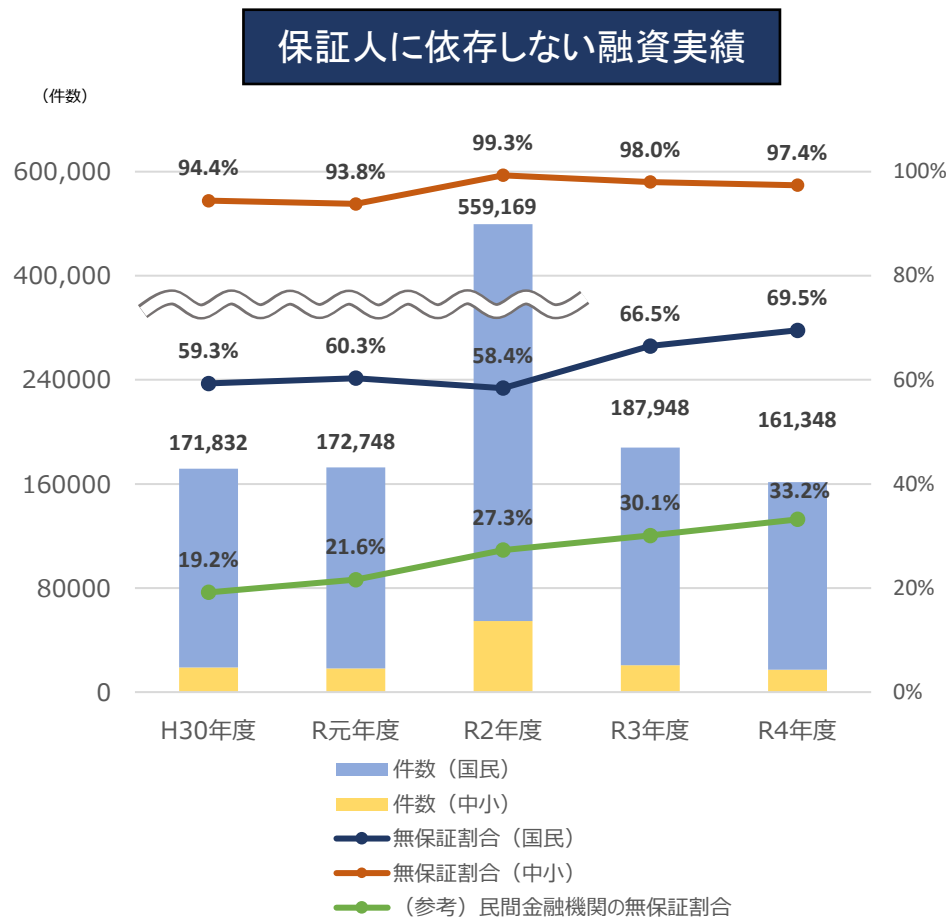
(出典) 2023年版中小企業白書のデータより理財局作成。

#### 日本公庫の取組み



### 3. (4) - 9 論点②を巡る状況（経営者保証免除の促進）

○ 経営者保証に依存しない融資については、創業や事業承継、事業再生等の円滑化の観点から、一層の取り組みが求められる。日本公庫においても経営者保証ガイドラインや信用保証制度の動向を踏まえつつ引き続き促進。



(注) 民間金融機関の無保証割合は、金融庁HPより。新規に無保証で融資した件数には、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLを含む。

(出所) 日本政策金融公庫提供データより理財局作成。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（抄）  
（令和5年6月16日閣議決定）

V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進  
（3）企業の事業性に着目した資金調達

（略）早期の事業再生への着手のためにも、経営者保証や不動産等の有形資産の担保に依存した融資以外の資金調達の選択肢を定着・普及させていくことが必要である。まずは、経営者保証ガイドラインの活用を徹底し、引き続き、新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合を減少させることを目指す。（略）

#### 経営者保証免除特例制度(国民事業)

【対象者】（代表的なもの）

①～③すべてを満たし、経営状態等から借入返済が可能と見込まれる法人

- ① 法人と代表者の一体性の解消
- ② 税務申告2期以上かつ既存取引に問題なし
- ③ 2期連続赤字でないかつ債務超過でないこと

# 財政制度等審議会 財政投融资分科会

## 説明資料

株式会社日本政策金融公庫  
(特定事業等促進円滑化業務)

令和5年10月18日

財務省理財局

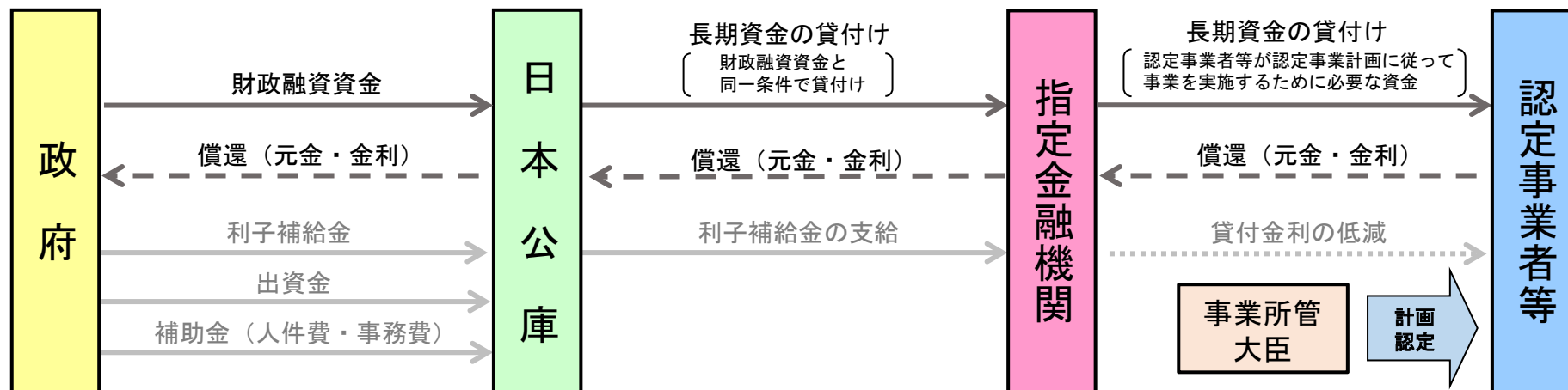


## <目 次>

1. 業務の概要
2. 令和6年度要求の概要
3. 編成上の論点：事業規模について

# 1. 業務の概要

- 日本公庫の「特定事業等促進円滑化業務」は、**特定の政策的要請**（GX、DX、経済安全保障等）に沿った個別法に基づき、事業所管大臣より**事業計画の認定を受けた大企業・中堅企業に対して、長期・低利の資金供給**を行うもの。
- 具体的には、①日本公庫が財政融資を原資として、同一条件で指定金融機関に貸付けを実施（ツーステップ・ローン）、②指定金融機関がツーステップ・ローンを原資として、事業内容に応じて認定事業者に貸付けを行うことで、長期・低利の資金を供給。



業務	特定事業 促進円滑化業務	事業再編 促進円滑化業務	事業適応 促進円滑化業務(注)	開発供給等 促進円滑化業務	事業基盤強化 促進円滑化業務	導入 促進円滑化業務	供給確保 促進円滑化業務
支援対象	エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う事業を実施しようとする事業者	事業再編等を実施しようとする事業者等	事業適応（脱炭素化等）を実施しようとする事業者	5Gシステムの開発導入又は特定半導体生産施設整備等を実施しようとする事業者	事業再編や生産性向上の促進等により事業基盤強化を実施しようとする造船等事業者	低環境負荷・安全・省力化に資する特定船舶を導入しようとする事業者	特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする事業者
根拠法	エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（低炭素投資促進法）	産業競争力強化法		特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（5G促進法）	造船法	海上運送法	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）
業務開始日	平成22年8月16日	平成23年7月1日	令和3年8月2日	令和2年8月31日	令和3年8月24日	令和3年8月24日	令和5年1月13日
指定金融機関	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行 民間18機関	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行 伊予銀行	日本政策投資銀行 伊予銀行	日本政策投資銀行

(注) 事業適応促進円滑化業務については、日本公庫が担う業務内容として、必要な資金の貸付け（ツーステップ・ローン）に加えて、利子補給金の支給が個別法において規定されている。

## 2. 令和6年度要求の概要

- 事業者の資金需要を踏まえ、財政融資2,315億円（対前年度計画比△52億円）を要求。

（単位：億円）

	5年度 当初(A)	6年度 要求(B)	増減(△)額 (B)-(A)
事業規模（=再計）①+②	2,367	2,315	△52
特定事業促進円滑化業務	50	50	—
事業再編促進円滑化業務	400	400	—
事業適応促進円滑化業務	800	750	△50
開発供給等促進円滑化業務	300	300	—
事業基盤強化促進円滑化業務	170	170	—
導入促進円滑化業務	47	45	△2
供給確保促進円滑化業務	600	600	—
財政投融资①	2,367	2,315	△52
財政融資	2,367	2,315	△52
自己資金等②	—	—	—

（参考）事業基盤強化計画の認定申請書（様式）・抜粋

別表4  
事業基盤強化の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

別表5  
事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法  
(単位：百万円)

年 度	調達先		借入金	自己資金	その他	合計	備考
	費用						

(注)  
1. 「借入金」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「借入金」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。  
2. 法第十六条に基づく公庫の行う事業基盤強化円滑化促進業務による資金の借入れを希望する場合には、「備考」にその旨を記載する。

別表6  
事業基盤強化による地域の経済の活性化に関する事項

甲	
事業基盤強化を行う事業者の名称	
国内売上高合計額	( 年 月期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠	( 年 月期現在)

別表7  
法第十五条の特例措置に関する事項  
1. 事業基盤強化を行う事業者の国内売上高合計額

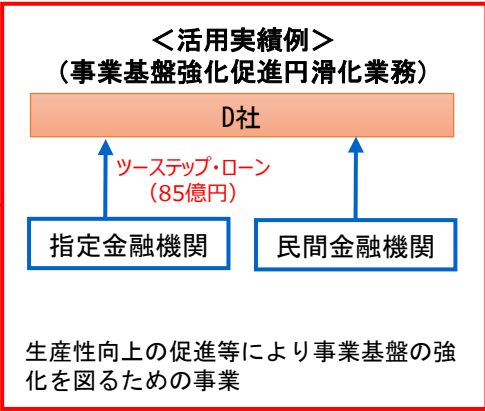
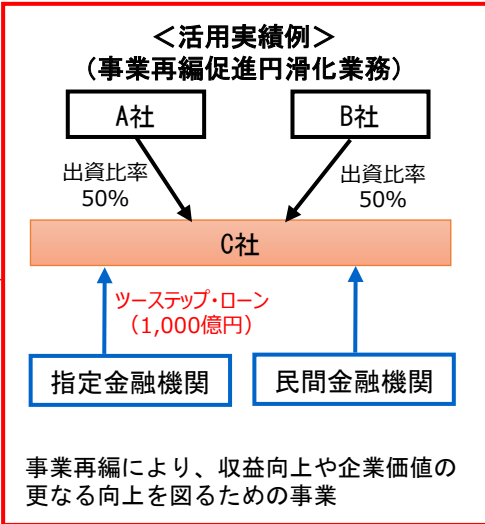
甲	
事業基盤強化を行う事業者の名称	
国内売上高合計額	( 年 月期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠	( 年 月期現在)

事業者が各省庁に計画の認定申請を行う際、ツーステップ・ローンを原資とした指定金融機関からの借入希望を申告

### 3. 編成上の論点：事業規模について

(単位：億円)

業務名		平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (計画)	6年度 (要求)
特定事業 促進円滑化 業務	計画	1,000	1,000	500	500	500	500	500	20	200	200	200	200	50	50	50
	実績	200	13	78	107	29	11	11	5	-	-	-	-	-	-	-
事業再編 促進円滑化 業務	計画		1,000	1,000	500	500	1,000	500	480	500	1,200	400	200	400	400	400
	実績			250		200					1,000					
事業適応 促進円滑化 業務	計画											1,200	1,150	800	750	
	実績															
開発供給等 促進円滑化 業務	計画											100	150	300	300	300
	実績															
事業基盤強化 促進円滑化 業務	計画												170	170	170	170
	実績												85	14		
導入 促進円滑化 業務	計画												30	47	47	45
	実績															
供給確保 促進円滑化 業務	計画													600	600	
	実績															
合計	計画	1,000	2,000	1,500	1,000	1,000	1,500	1,000	500	700	1,400	700	1,950	2,117	2,367	2,315
	実績	200	13	328	107	229	11	11	5	-	1,000	-	85	14		



#### ＜論点＞

- 例年、事業者の資金需要を踏まえて事業規模を見込んでいるが、ツーステップ・ローンを原資とした融資実績は計画額と比べて低調となっている中、令和6年度の事業規模は実需に見合った適正な水準となっているか。

## 背景

- 本年6月16日、改正商工中金法が公布され、当社にかかる政府保有株式については、公布日から2年以内に、できるだけ速やかに全部売却するよう努めることとされた。

(参考 商工中金の概要)

- ・商工中金は、中小企業に対する金融の円滑化を目的とする特殊会社。
- ・商工中金の株式については、政府(財政投融资特別会計投資勘定)が46.5%、中小企業組合とその構成員等が53.0%を保有。(商工中金の株主保有資格は、商工中金法上、中小企業組合とその構成員等に限定。)

## 国有財産分科会における答申

- 9月20日、財政制度等審議会・国有財産分科会において、本件株式の処分にかかる基本方針(答申)が取りまとめられた。ポイントは以下のとおり。
- ①売却方法は、一般競争入札が適当。
  - ②政府の保有する株式全てを一度に売却することが適当。
  - ③入札予定価格は、各種の株式評価手法(純資産価額方式、類似会社比準方式など)のいずれかをそのまま適用するのではなく、各評価方法を総合勘案しつつ、一部の証券会社において店頭取引が行われている実態にも十分に留意した上で、適切に設定する必要がある。今後、証券会社(証券アドバイザー)の知見も踏まえて決定することが適当。
  - ④入札の実施時期は、令和6年度早期を目指す。

# 株式会社商工組合中央金庫法の改正概要

## 中小企業のための商工中金改革【株式会社商工組合中央金庫法・中小企業信用保険法】

- ▶ 商工中金は、1936年に国と中小企業組合の共同出資により設立された「**中小企業による中小企業のための金融機関**」（株主資格は組合・組合員等に限定）。
- ▶ 株式会社化（2008年）以来、法目的に「完全民営化」と規定（2008年から5～7年後を目途）。2015年に完全民営化時期を明記しない形（「できる限り早期」）に改正。2016年には、危機対応業務で不正事案が発覚（危機対応業務に依存したビジネスモデル）し、改革に着手（「解体的出直し」）。2018年以降、経営改革を断行し経営の立て直しに成功。
- ▶ コロナ禍からの立ち直りや事業転換支援が急がれる中、商工中金の事業再生等のノウハウを1日でも早く活用する観点から、「**中小企業による中小企業のための金融機関**」との位置づけを更に明確化（民間金融機関とは異なり、住宅ローンなどの個人向け融資を行わない独自のビジネスモデル）しつつ、「**半官半民**」の弊害を除去して再生支援等において幅広く柔軟な支援を可能とする制度改正を行う。政府保有株式の処分には一定期間を要することから、この方針を「今」、法制化し、**法案成立**（公布日：2023年6月16日）から**2年以内**に**業務範囲の見直し・政府保有株式の全部売却等を含む改革を実施**する。

### （1）コロナ禍からの地域経済再生のための業務範囲等の

#### 見直し【平時】

- 組合金融の円滑化という目的の範囲内で**業務範囲の制約等を見直す**。
  - － 商中本体から再生企業への出資上限を、現行の10%から銀行同様、100%に緩和
  - － 投資専門子会社経由の再生企業出資の対象に、第三者関与の再生計画策定企業を追加
  - － サプライチェーンの再構築等（ビジネスマッチング）を支援する地域商社の子会社としての保有可等
- 銀行と同水準の規制も導入（例：金融分野の裁判外紛争解決制度（金融ADR）等）。

### （2）地域金融機関との連携・協業の強化【平時】

- 業務を行うに当たり、**地域金融機関と連携を図ることを法律上も明記**。
- **民業圧迫回避規定**（適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮）は**存置**。

### （3）「中小企業のための金融機関」の維持【平時】

- **議決権保有株主資格の制限や特別準備金**（4,008億円）の制度は**維持**。

### （4）危機対応を的確に実施するための措置【危機時】

- 政府保有株式全部売却後も、**危機対応業務を実施する責務**を課す。
- 同一の危機事象について危機対応業務と危機関連保証が発動されている場合、商工中金の危機関連保証の利用を認めない。【中小企業信用保険法】

### （5）政府保有株式の売却等

- 商工中金の財務状況が大きく改善し、信用力が向上したため、意義は低下した**政府保有株式を全部売却し、議決権保有株主資格の対象から政府を削除**。

※株主資格：中小企業組合及びその構成員に限定、中央会等の中小企業関係団体にも拡大

- **政府株式売却に伴う措置**（新株発行時・代表取締役選定時<sup>(※)</sup>の大臣認可の廃止）。

※大臣認可＋違法行為時の解任命令から届出＋解任命令に移行

### （6）将来的な完全民営化の勘案要素

- 特別準備金の状況を含む自己資本の状況、ビジネスモデルの確立状況、危機対応業務の在り方等を勘案し、完全民営化の実施（商工中金法の廃止等）を判断。

## (株) 商工組合中央金庫の株式の処分について (概要)

### 1. 背景

株式会社商工組合中央金庫（以下、「商工中金」という。）は、「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）」において、商工中金の政府保有株式については、改正法の公布日（令和5年6月16日）から2年を超えない施行日の前日までの間において、できる限り速やかに、全株売却するよう求められている。

### 2. 基本方針

国民共有の貴重な財産であることにかんがみ、その売却は公正な価格及び方法により行うことが必要。

### 3. 売却方法についての検討

#### (1) 証券取引所への上場の可否

議決権を有することのできる株主の資格が限定されており、その枠組みは今後も維持する方針。東京証券取引所の上場審査基準を満たさないことから証券取引所への上場によらずに売却する方法を採ることが適当。

#### (2) 売却方法

証券取引所への上場を行わないことを踏まえ、公正・公平な売却方法であるという観点から、国の契約方式の原則どおり、一般競争入札により売却することが適当。

#### (3) 売却数量

改正法の趣旨を踏まえれば、複数回に分けて売却を行う猶予も乏しく、政府の保有する株式全てを一度に売却することが適当。

### 4. 入札実施に当たっての留意事項

#### (1) 注意喚起

入札参加者に対し、証券取引所へ上場されないものであり、当該株式の取得後の売却手段が、株主資格を有する者間での相対取引あるいは一部の証券会社における店頭取引に限定されていること等の注意喚起を行うことが必要。

## **(2) 申込株式数の最低単位**

申込株式数の最低単位に制限を設定せずに入札を実施すれば、応札者が極めて膨大な数になり円滑な入札執行に支障をきたすおそれがあるため、最低申込み単位の設定を検討すべき。

## **(3) 申込株式数の最高数量の制限**

民間保有分については、保有制限が付されていないことから、申込株式数の最高数量の制限を設定することは要さない。

## **(4) 入札予定価格についての考え方**

予定価格の設定にあたっては、株式の評価が必要となる。株式の評価については、純資産価額方式、類似会社比準方式等いずれかの方法をそのまま適用するのではなく、各評価方法を総合勘案しつつ、一部の証券会社において純資産価額方式により算出した価格を参考に店頭取引が行われている実態にも十分に留意した上で適切に実施する必要。

今後、これらの点に加え、金融業を取り巻く足許の市場環境の変化や、新たなビジネスモデルの下での商工中金の収益改善も踏まえ、株式売却に関する専門的な助言及び支援業務等を委託することとなる証券会社（証券アドバイザー）の知見も踏まえて決定することが適当。

## **(5) 入札の実施時期**

改正法の趣旨を踏まえて、令和6年度早期の入札の実施を目指すべき。

## **5. その他売却に当たっての留意事項**

投資家保護等の観点から、金融商品取引法に定められた事項はもとより、財務状況をはじめとしてリスクや経営計画に関する情報など、必要な情報の適切な開示を行うことが引き続き必要。

また、売却にあたっては円滑な入札執行が可能となるよう配慮すべき。

(以上)